資料4

（表紙）

第４次かすがい
男女共同参画プラン（中間案）

互いに個性を尊重し　誰もが自分らしく輝ける社会

2027 年●月

春日井市

目　次

第１章　プランの策定にあたって 1
1　プラン策定の背景と趣旨 2
2　プランの位置づけ 4
3　プランの期間 5
4　持続可能な開発目標（SDGｓ）との関連について 5

第２章　春日井市の男女共同参画の現状 7
1　統計資料から見る春日井市の現状 8
（１）人口・世帯の状況 8
（２）出生の状況 10
（３）女性の就業状況 11
（４）男女別家事育児時間 13
（５）こどもの保育の状況 14
（６）DV（配偶者等からの暴力）相談の状況 15
（７）審議会等委員や管理職への女性の登用 16
2　「男女共同参画に関する市民意識調査」から見る現状 17
（１）職業生活について 17
（２）固定的な性別役割分担意識について 19
（３）こどもの教育について 20
（４）防災について 21
（５）DV 被害の状況 22
（６）性的マイノリティ（LGBTQ）について 23
3　評価指標の達成状況 24
4　春日井市における成果と課題 26
（１）春日井市における成果 26
（２）春日井市における課題 26

第３章　プランのめざす方向 29
1　基本理念 30
2　目指す姿 31
3　基本目標 31
4　施策の体系 32
5　各施策の推進 33
（１）基本目標Ⅰ　あらゆるライフステージで希望する生き方ができる社会 33

（２）基本目標Ⅱ　誰もが安全安心に暮らせる社会 36
（３）基本目標Ⅲ　多様な選択を認め合える社会 39

第４章　プランの推進 43
1　プランの推進体制 44
2　プランの進捗管理 45
3　推進のための数値目標 46

第１章

プランの策定にあたって

１　プラン策定の背景と趣旨

２　プランの位置づけ

３　プランの期間

４　持続可能な開発目標（SDGｓ）
　　との関連について

1　プラン策定の背景と趣旨

1999年（平成11年）に施行された「男女共同参画社会基本法」においては、「男女共同参画社会」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第２条）と定義されており、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

男女共同参画社会基本法に基づき、「男女共同基本計画」が2000年（平成12年）に策定されて以降、５年ごとに改定が重ねられ、2026年（令和８年）３月に「第６次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

近年、人口減少や少子高齢化の進行、経済格差の拡大、ＡＩ技術の急速な普及、グローバル経済の一層の進展など、社会経済情勢が大きく変化しています。こうした社会情勢の中、男女共同参画に関する課題は多様化しており、柔軟に対応できる取組が求められています。

本市においては、1987 年（昭和 62 年）に「かすがい女性計画」（第１次）を策定し、計画に基づき男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進してきました。また、2003 年（平成 15 年）の「春日井市男女共同参画推進条例」の制定以降は、2022 年（令和４年）の「第３次かすがい男女共同参画プラン」まで、長期にわたり、男女を取り巻く問題の解決や環境整備、意識啓発などの各種施策を積極的に推進してきました。

2027年（令和９年）３月に「第３次かすがい男女共同参画プラン」の計画期間が終了することから、2025年度（令和７年度）には、市民の男女共同参画に対する考えや実情などを幅広く把握し、今後の施策を検討する上での基礎資料とするため、「男女共同参画についての市民意識調査」を実施しました。

これまでの取組や市民意識調査の結果等を踏まえ、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、「第４次かすがい男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）を策定します。

関連する法の成立

■1999年　男女共同参画社会基本法
　　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本となる事項を定める

■2001年　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）
　　配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備する

■2015年　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
　　女性の職業生活における活躍の推進の基本を定め、国・地方公共団体・事業主の責務を明らかにする

■2018年　政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

男女の候補者の数ができる限り均等になることをめざし、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本事項を定める

■2019年　働き方改革関連法

時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講じる

■2023年　性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し基本理念を定め、国・地方公共団体の役割等を明らかにする

■2024年　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）

「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定し、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明らかにする

Topics

国際的にみた日本の男女格差の状況

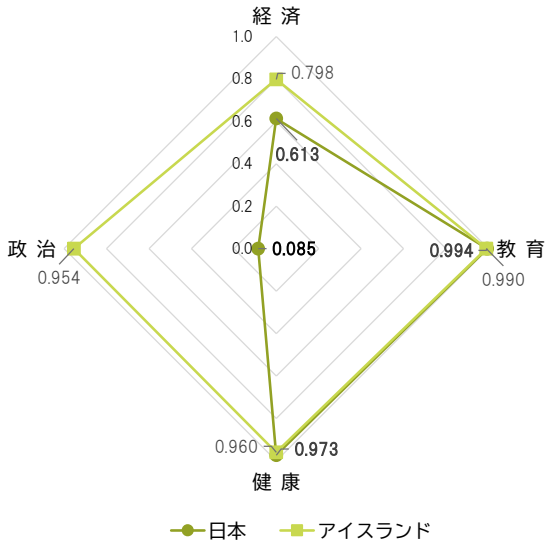
世界経済フォーラムが2025年に発表した、男女格差を測るジェンダーギャップ指数では日本は148か国中118位でした。１位のアイスランドと日本のスコアを比較すると、健康ではアイスランドを上回っており、教育の差はほとんどありません。しかし、経済と政治におけるスコアは日本が大きく下回っており、日本の経済・政治分野における男女の格差が大きくなっています。

ジェンダーギャップ指数の上位国及び主な国の順位

順位	国名	スコア
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	イギリス	0.838
5	ニュージーランド	0.827
9	ドイツ	0.803
32	カナダ	0.767
35	フランス	0.765
42	アメリカ	0.756
85	イタリア	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
118	日本	0.666

資料：Global Gender Gap Report 2025

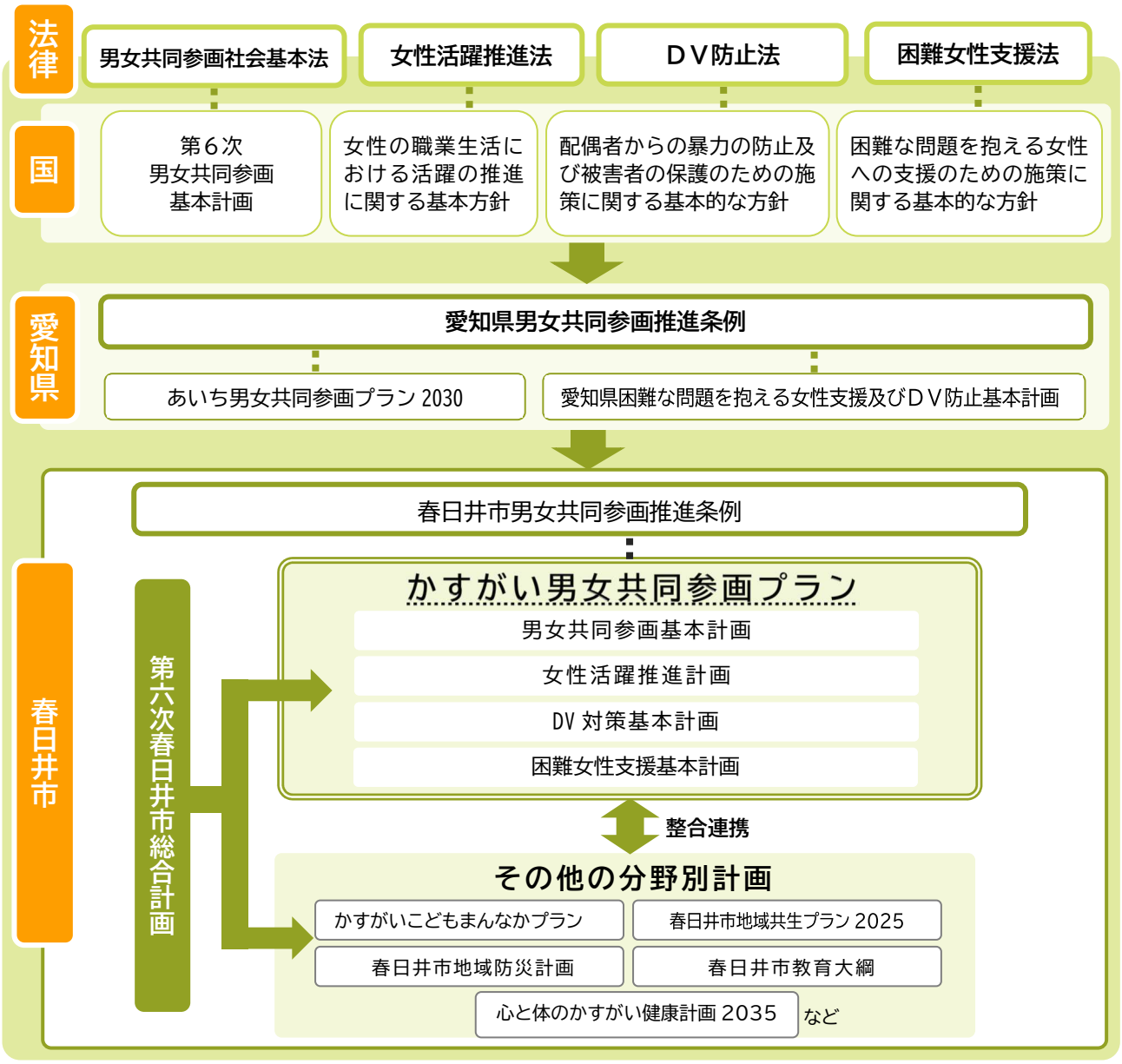
日本とアイスランドの比較



資料：Global Gender Gap Report 2025

2　プランの位置づけ

- 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第３項及び「春日井市男女共同参画推進条例」第９条に基づき策定する市の基本計画です。
- 本プランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第６条第２項、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（ＤＶ防止法）第２条の３第３項及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（困難女性支援法）第８条第３項に基づく「市町村基本計画」です。
- 本プランは「第六次春日井市総合計画」を上位計画とし、その他の分野別計画との整合性を考慮するとともに、国の「第６次男女共同参画基本計画」や愛知県の「あいち男女共同参画プラン2030」などを踏まえた計画です。



3　プランの期間

2027年度（令和９年度）から2031年度（令和13年度）までの５年間とします。

4　持続可能な開発目標（SDGs）との関連について

SDGsは、2015年９月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」に記載された、国際的な取組目標である「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略です。

SDGsでは、誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、17のゴール（目標）とそれを達成するための169のターゲットを設定しています。2030 アジェンダやわが国の「SDGs 実施指針」においても、「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメント は、すべての目標とターゲットの進展において死活的に重要」であり、すべてのSDGsを達成するために不可欠な視点であるとしています。

本プランにおいては、SDGsの視点を取り入れながら、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めます。



第２章

春日井市の男女共同参画の現状

１　統計資料から見る春日井市の現状

２　「男女共同参画に関する市民意識調査」から見る現状

３　評価指標の達成状況

４　春日井市における成果と課題

1　統計資料から見る春日井市の現状

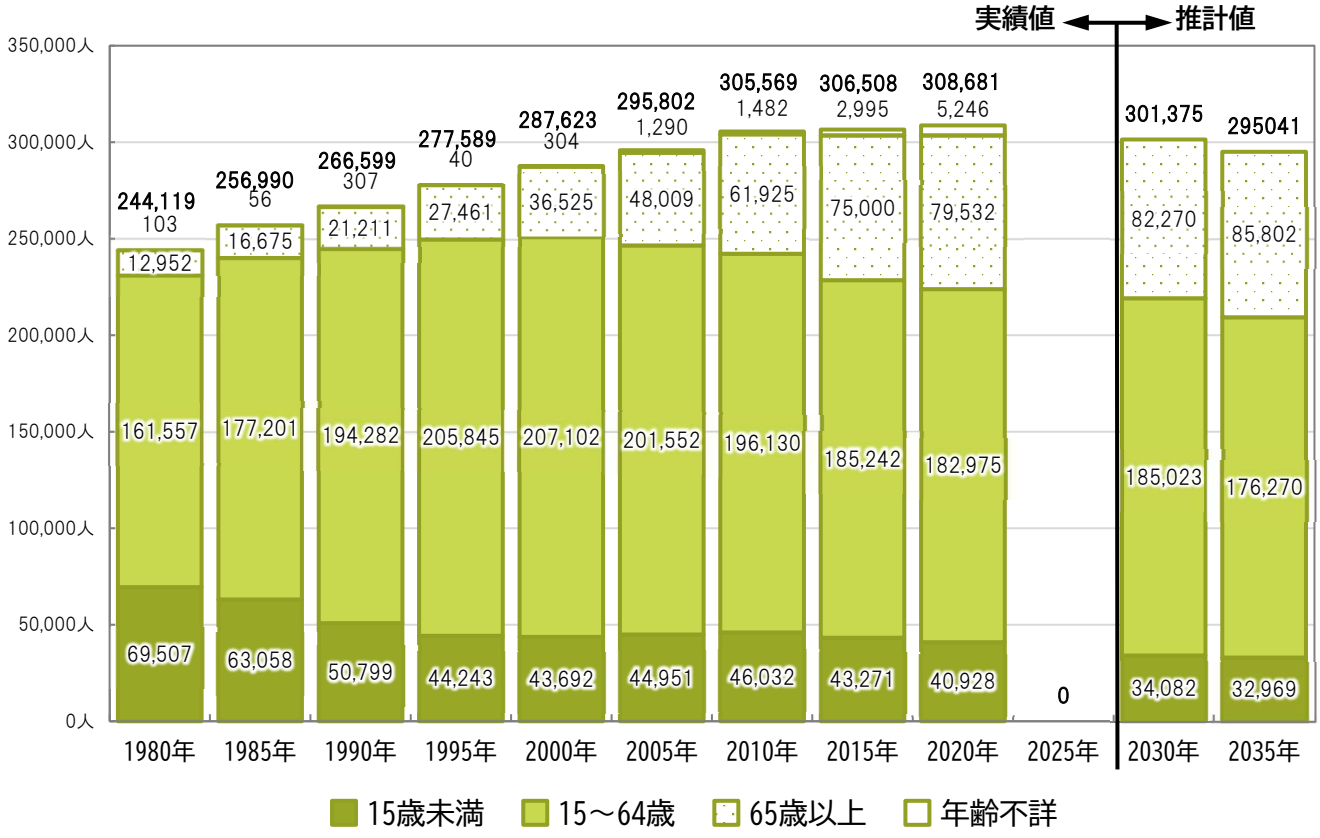
（1）人口・世帯の状況

春日井市の人口は、2020年をピークに減少に転じており、2025年からの将来人口推計においても減少傾向にあります。年齢３区分別人口をみると、15歳未満人口は減少傾向にあり、65歳以上人口は増加しています。65歳以上人口は、将来人口推計においても微増が続き2035年では総人口の約３割を占めることが予測されています。（図表１）

春日井市の人口ピラミッドでは、45歳から49歳の団塊ジュニア世代が突出しており、０～４歳人口の男性の約2.12倍、女性の約2.14倍となっています。（図表２）

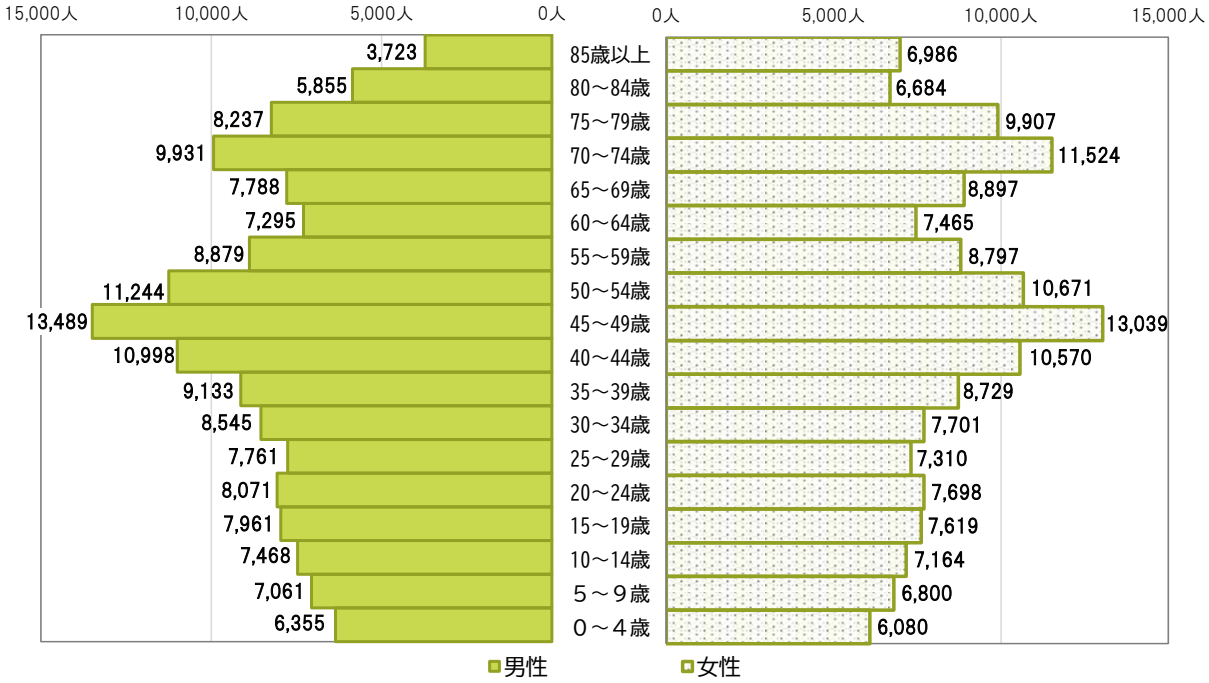
世帯の状況をみると、世帯数は増加傾向にあり、夫婦のみの世帯、ひとり親と子どもの世帯や単独世帯が増加しています。（図表３）

図表 1　春日井市の年齢3区分別人口の推移



資料：2025年までは「国勢調査」（各年10月１日現在）、2030年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（2023年推計）に基づき作成

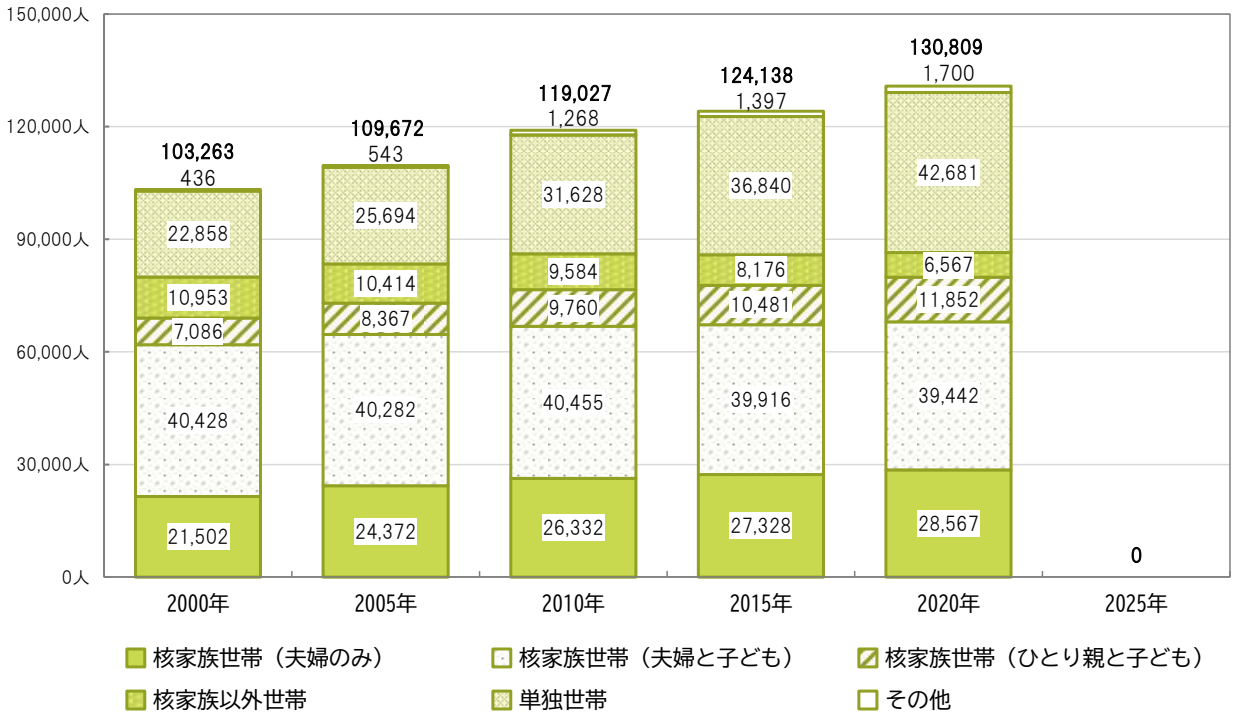
図表 2　春日井市の人口ピラミッド



※年齢不詳は含めない

資料：国勢調査（2020 年 10 月 1 日現在）

図表 3　春日井市の世帯家族類型の推移

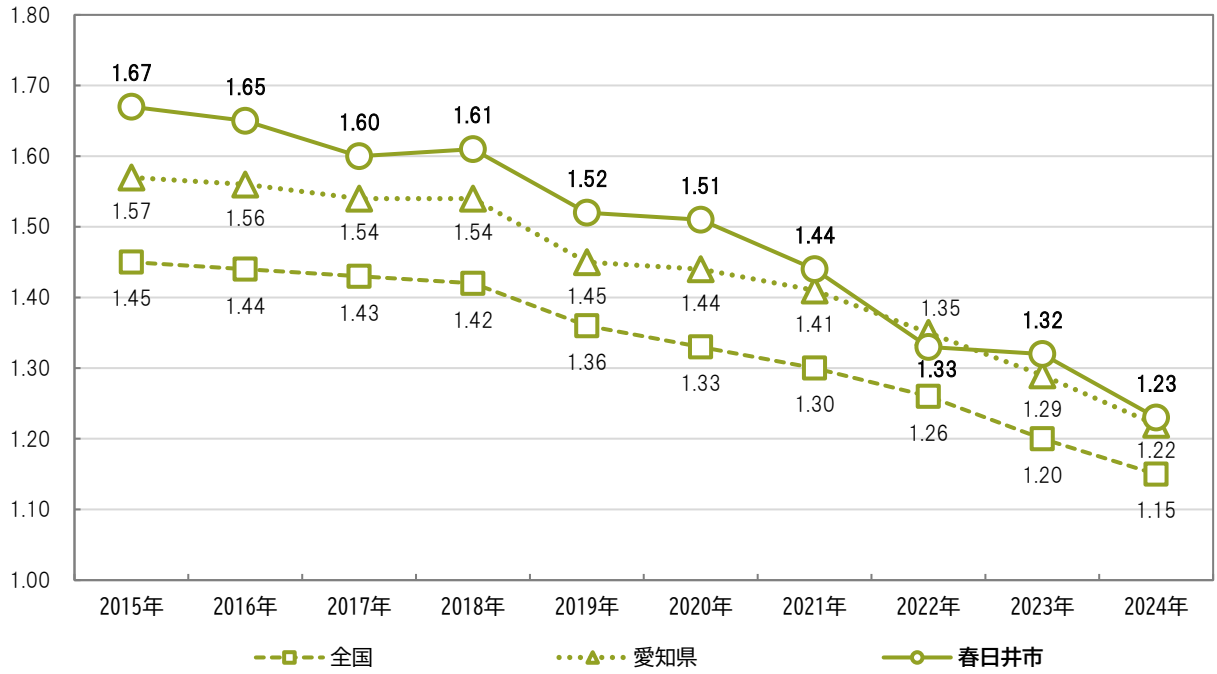


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

（２）出生の状況

春日井市の合計特殊出生率は減少傾向にあります。人口が増加傾向であった 2020 年までは全国平均や愛知県を上回る水準で推移していましたが、2021 年以降は愛知県とほぼ同率で推移しています。（図表４）

図表 ４　春日井市の合計特殊出生率の推移（国・県比較）



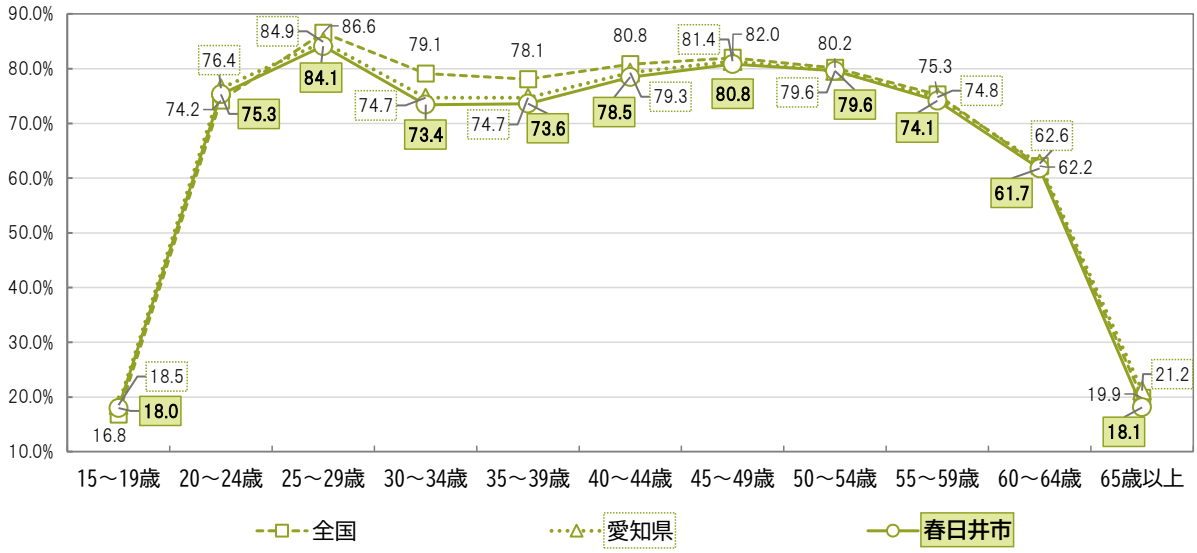
資料：国、県は人口動態統計、市は春日井市子育て推進課

（３）女性の就業状況

春日井市の女性の年齢階級別労働力人口比率は、全国や愛知県と比較すると、30歳代を底とするM字カーブは愛知県と同様に全国よりやや深くなっています。本市の経年変化を見ると、15～19歳を除き、増加傾向にありますが、徐々に浅くなっていたM字カーブについては2015年とほとんど変化がみられず、依然として30歳代の労働人口比率が下がっていることがわかります。（図表５、図表６）

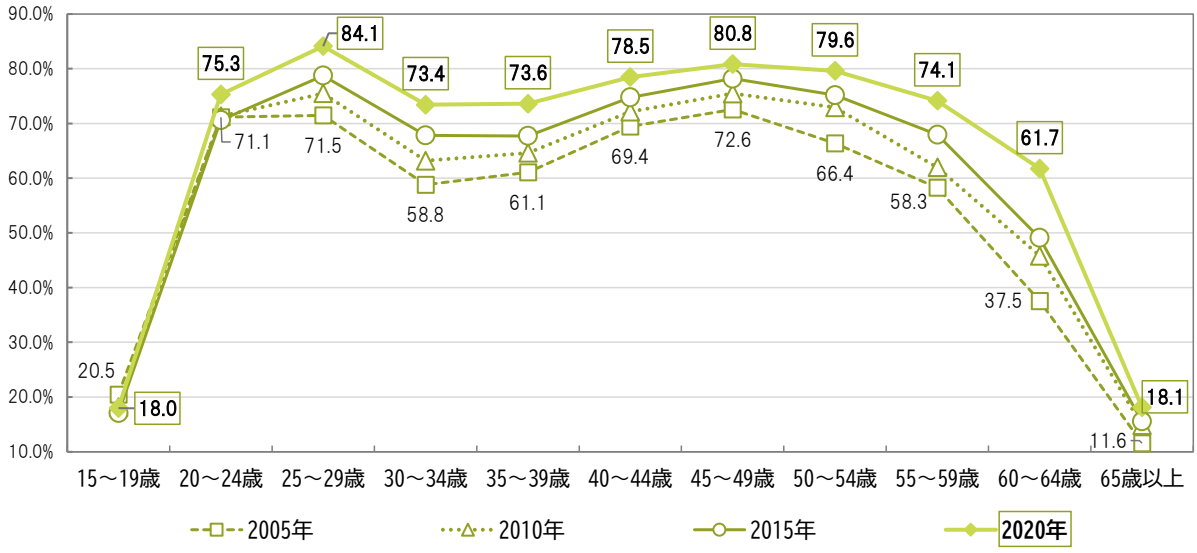
男女の平均月間現金給与総額を比較すると、男性を100とした時の女性の賃金比率は約５割前後を推移しています。また、女性の半数以上が非正規雇用者であり、男性の割合の約３倍となっています。（図表７、図表８、図表９）

図表 5　春日井市の女性の年齢階級別労働人口の比率（国・県比較）



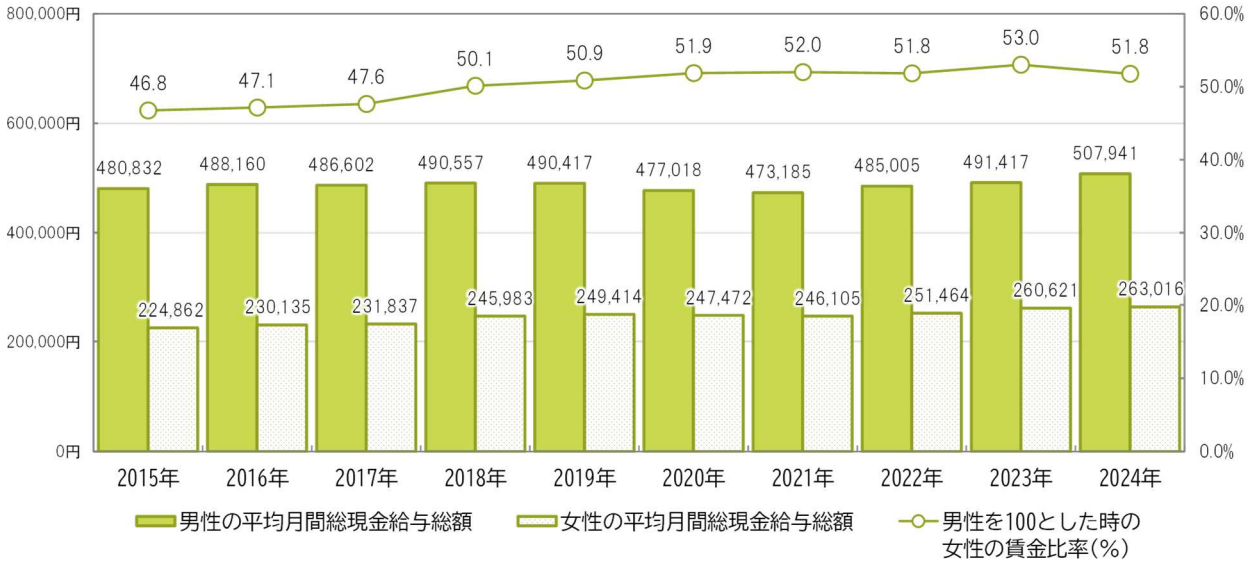
資料：国勢調査（2020 年 10 月１日現在）

図表 6　春日井市の女性の年齢階級別労働人口比率の推移



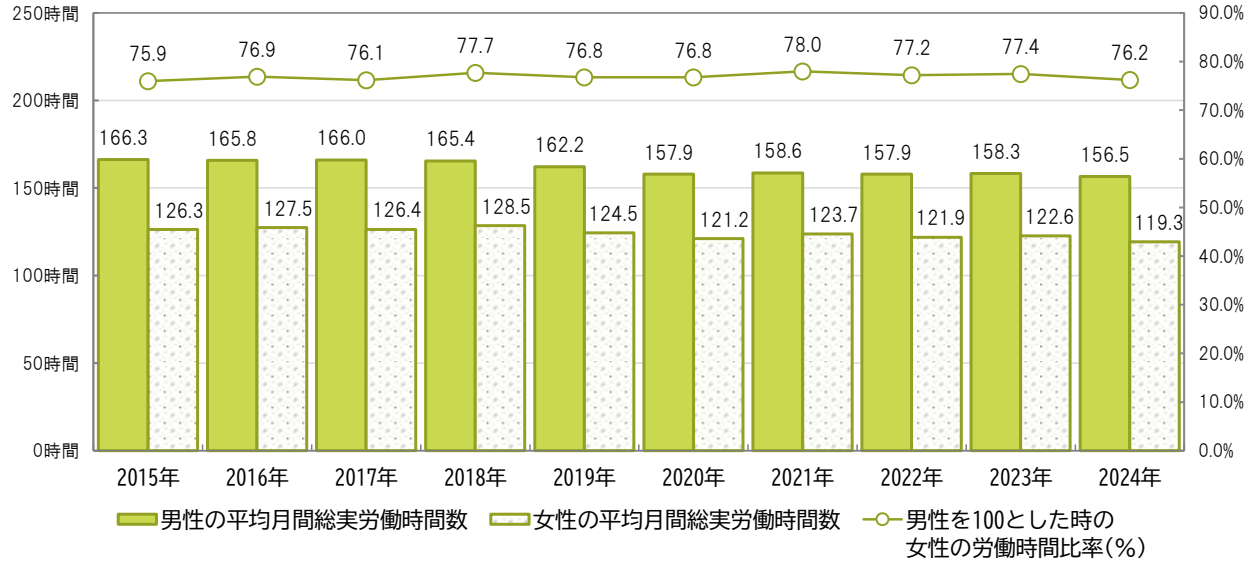
資料：国勢調査（各年 10 月１日現在）

図表 7　愛知県の常用労働者1人平均月間現金給与総額の推移



資料：あいちの勤労

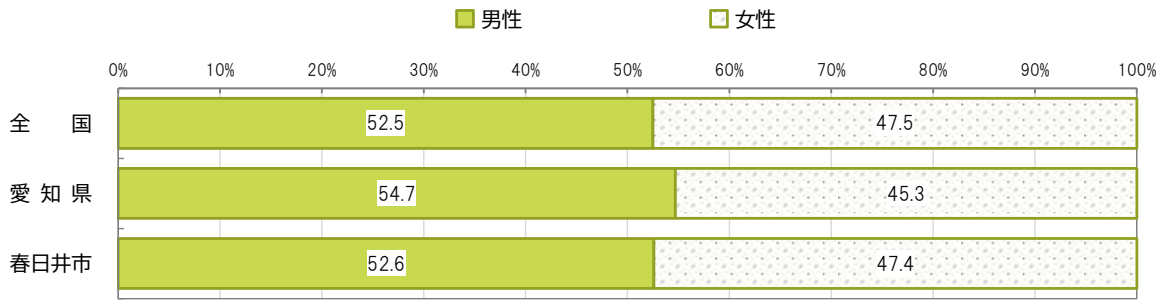
図表 8　愛知県の常用労働者1人平均月間総実労働時間数の推移



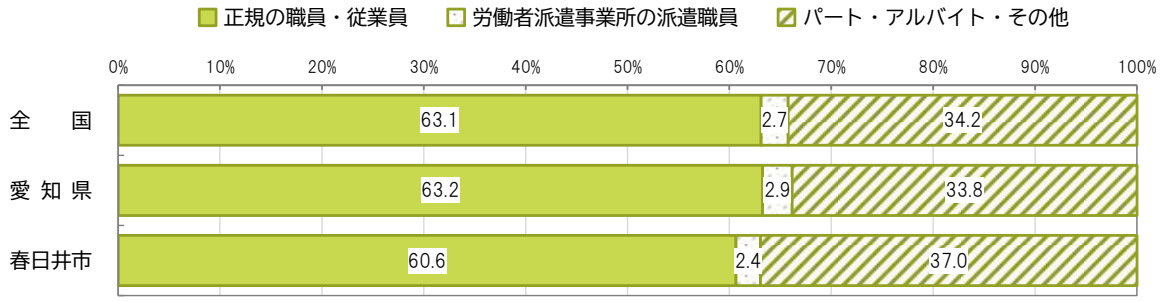
資料：あいちの勤労

図表 9　春日井市の男女別雇用形態の状況(国・県比較)

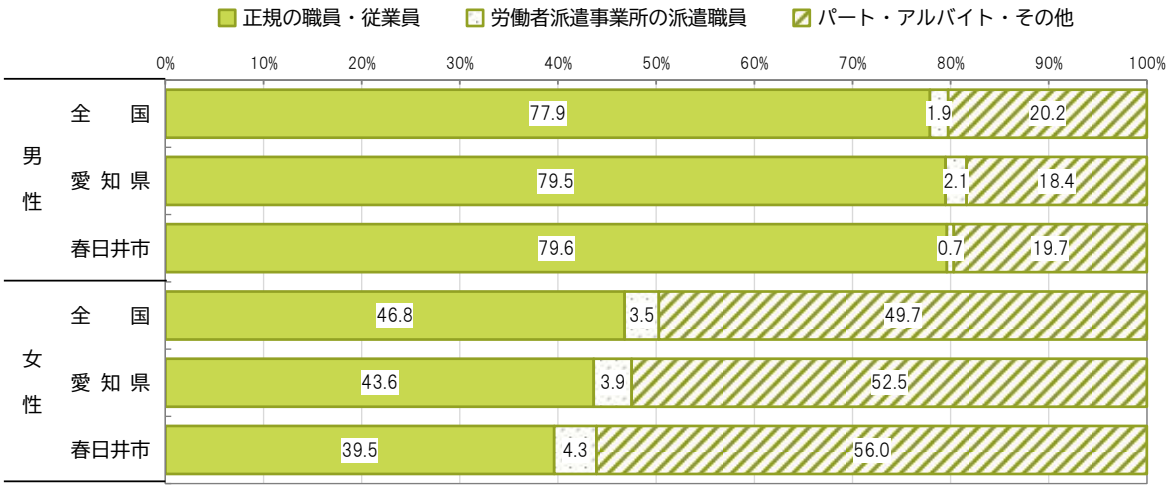
①男女別就業状況（全国・愛知県・春日井市）



②雇用形態別就業状況（全国・愛知県・春日井市）



③雇用形態別就業状況（男女別）（全国・愛知県・春日井市）

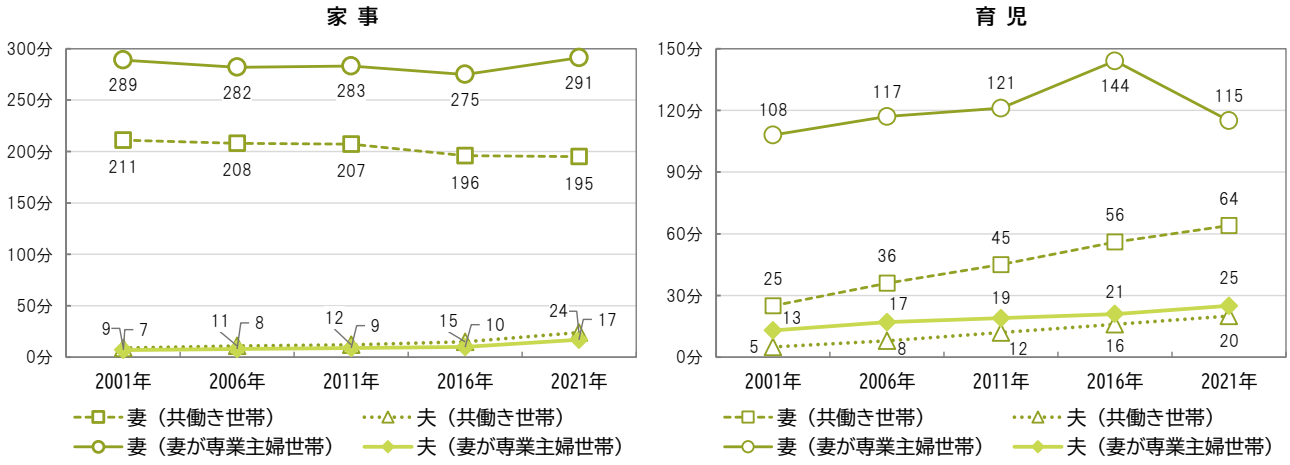


資料：就業構造基本調査（2022 年）

（4）男女別家事育児時間

男女別の家事、育児時間（週全体）の推移をみると、夫の家事、育児時間は、妻の就業状況にかかわらず増加傾向となっており、妻が専業主婦世帯の育児時間において男女の差が小さくなったものの、依然として女性の家事、育児時間が多い状況が続いています。（図表 10）

図表 10　全国の世帯類型別男女別家事育児時間（週全体）の推移



資料：社会生活基本調査

（５）こどもの保育の状況

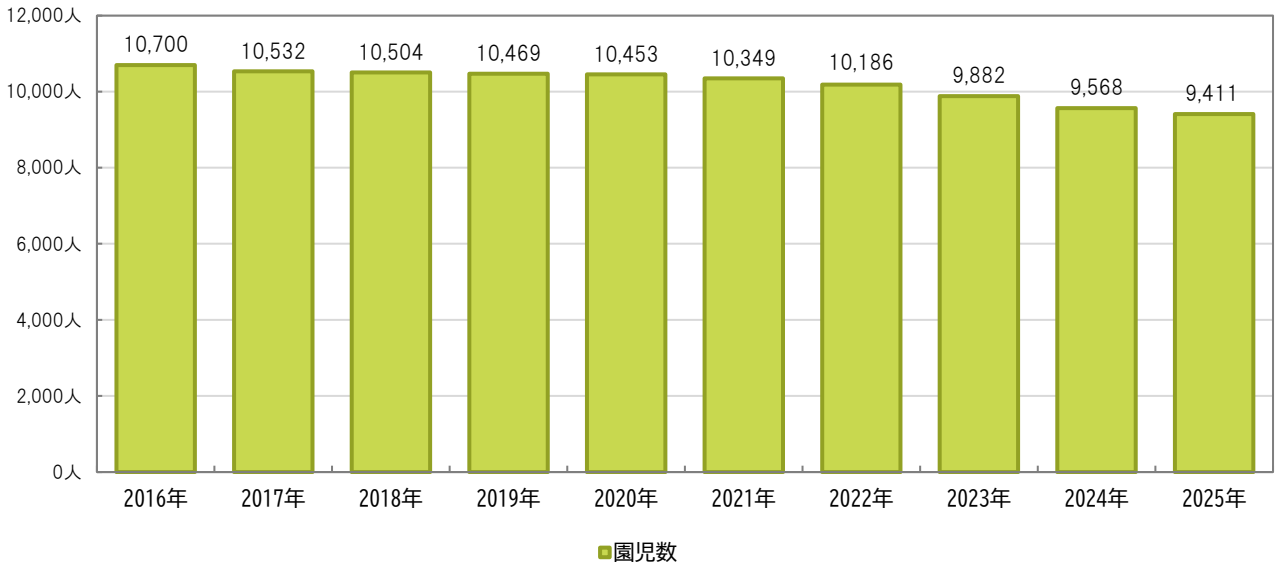
2025年現在、市内には公立私立を合わせた保育園が53園、認定こども園が８園、小規模保育園が17園、私立の幼稚園が16園あります。

保育園等在園児数の推移をみると、緩やかな減少傾向であったところ2023年に10,000人を下回って以降減少が大きくなっています。

一方、３歳未満児の園児数は増加傾向にあり、３歳未満児人口に占める園児数の割合は４割を超えています。

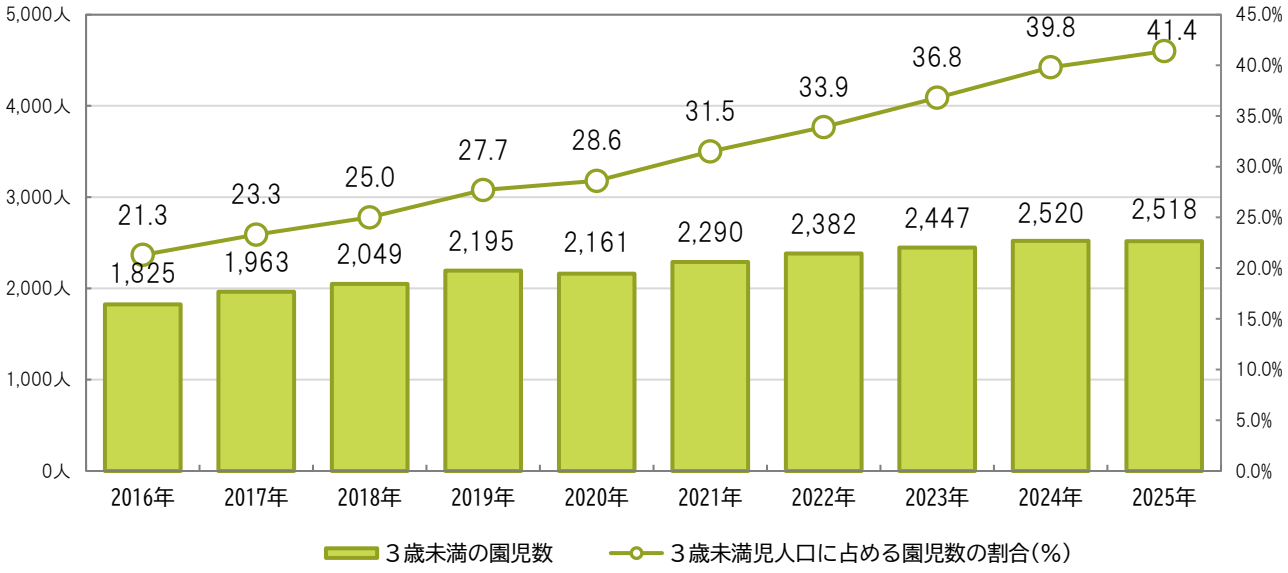
このことから、こどもが小さいうちから保育園に預ける保護者が増えていることがわかります。(図表11、図表12)

図表 11　市内の保育園･幼稚園･認定こども園に通う園児数の推移



資料：春日井市統計書、学校基本調査

図表 12　市内の3歳未満の園児数の推移



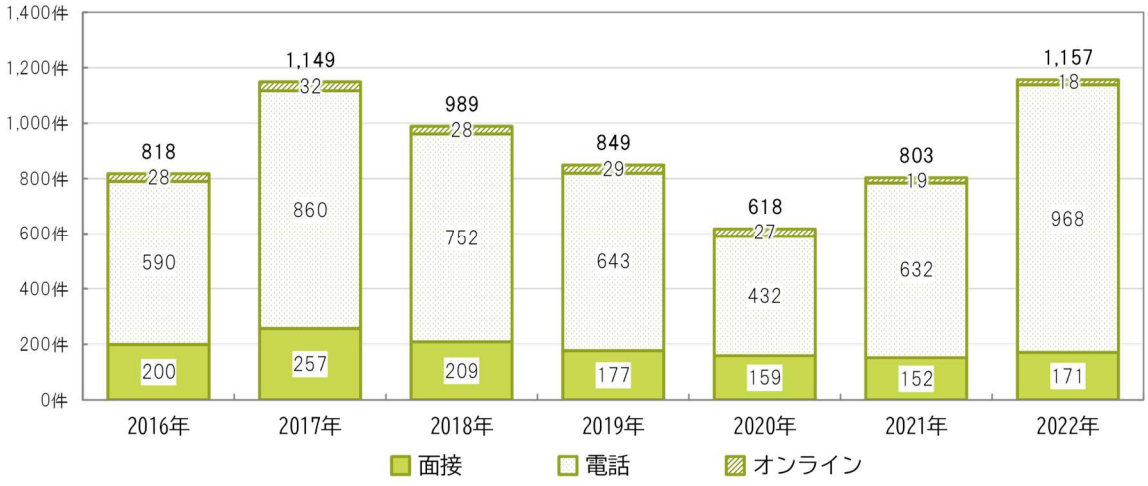
資料：春日井市統計書

（６）DV（配偶者等からの暴力）相談の状況

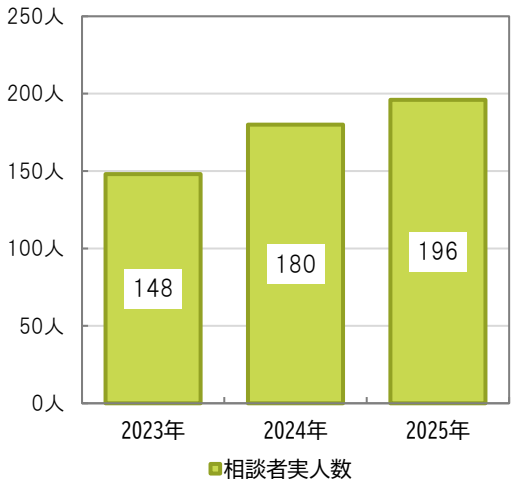
春日井市のDV相談件数については、2017年から2020年にかけて減少傾向にありましたが、2020年を境に増加傾向に転じています。（図表13）

2023年以降は、より迅速かつ円滑な支援につなげるため、DV相談の所管を福祉部門に移行したことに伴い、統計が相談件数から実人数に変更されましたが、引き続き増加傾向となっています。（図表14）

図表 13　春日井市役所の DV 相談件数の推移(～2022 年)



図表 14　春日井市役所の DV 相談者実人数の推移(2023 年～)



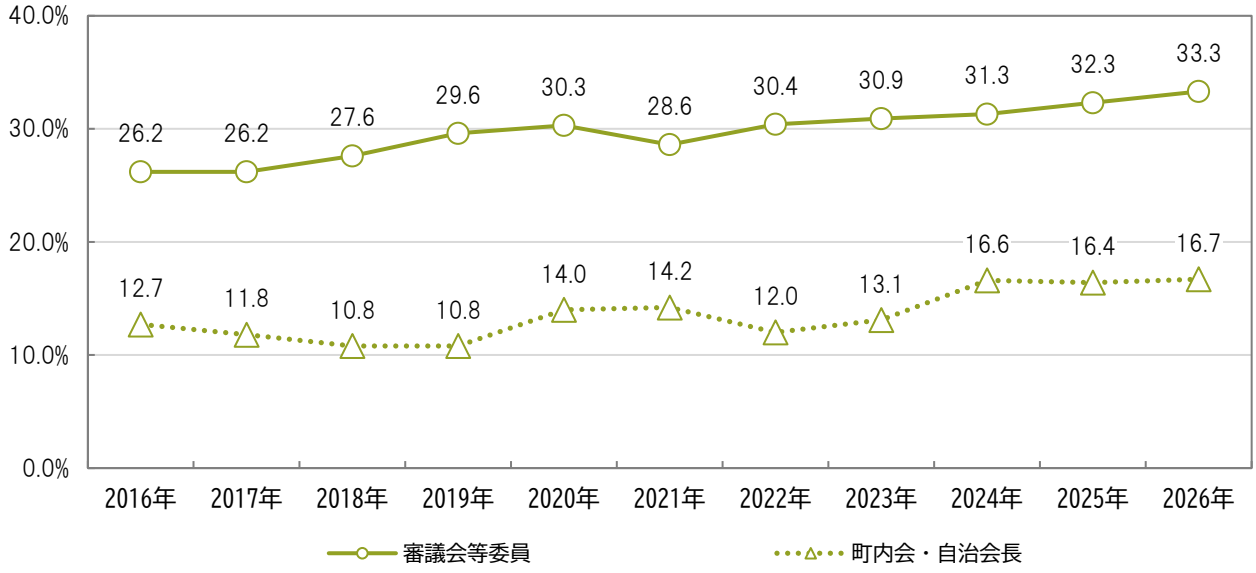
資料：春日井市多様性社会推進課(～2022 年)、地域共生推進課（2023 年～）
注：2022 年までは相談件数、2023 年以降は相談者実人数

（7）審議会等委員や管理職への女性の登用

本市における審議会等の委員に占める女性の割合や町内会長等に占める女性の割合は上昇してきたものの、審議会等委員で33.3%、町内会長等で16.7%に留まっています。（図表15）

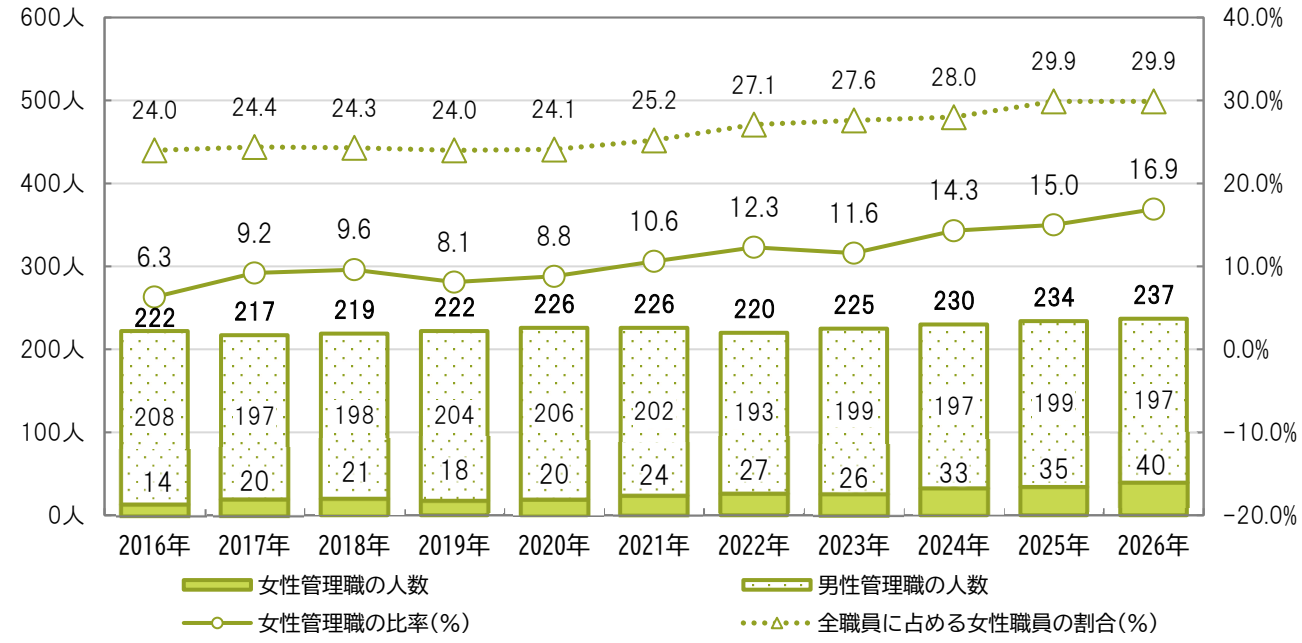
春日井市職員（行政職）の女性管理職の割合は、2016年6.3%でしたが、緩やかに上昇し2026年には16.9%になっています。（図表16）

図表 15　春日井市の審議会等委員及び町内会長等の女性の割合



資料：春日井市市民生活課、多様性社会推進課

図表 16　春日井市職員(行政職)の女性管理職の推移



資料：春日井市人事課

2　「男女共同参画に関する市民意識調査」から見る現状

市民の男女共同参画社会に対する考えや実情を幅広く把握するため、2025年度に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

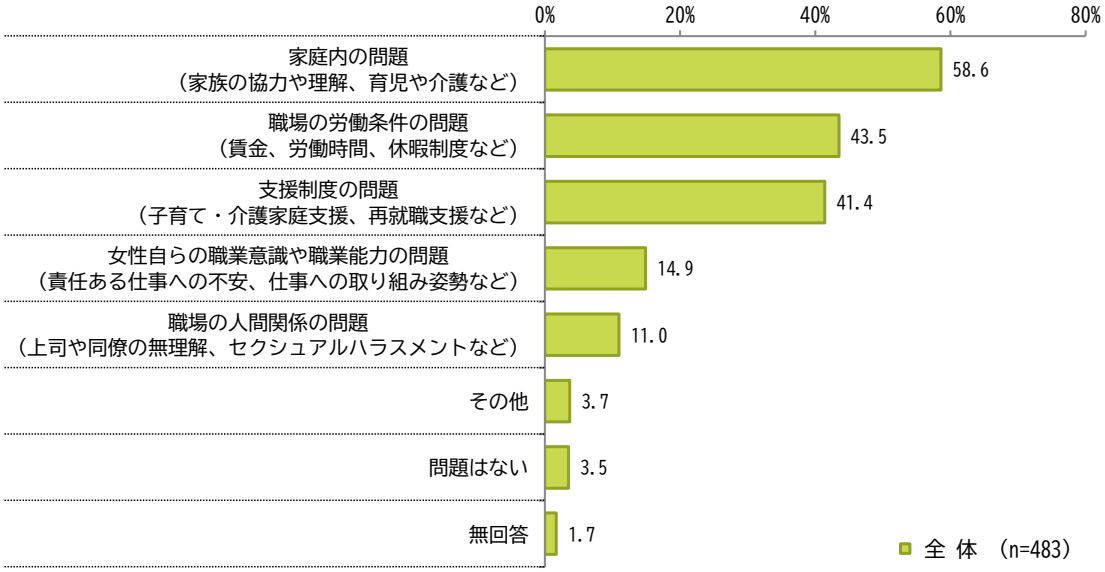
（1）職業生活について

市民意識調査をみると、女性の職業生活で障壁となっているものとしては、「家庭内の問題（家族の協力や理解、育児や介護など）」が最も高く、次いで「職場の労働条件の問題（賃金、労働時間、休暇制度など）」、「支援制度の問題（子育て・介護家庭支援、再就職支援など）」の順となっており、社会的な環境や労働条件の整備が課題となっています。（図表17）

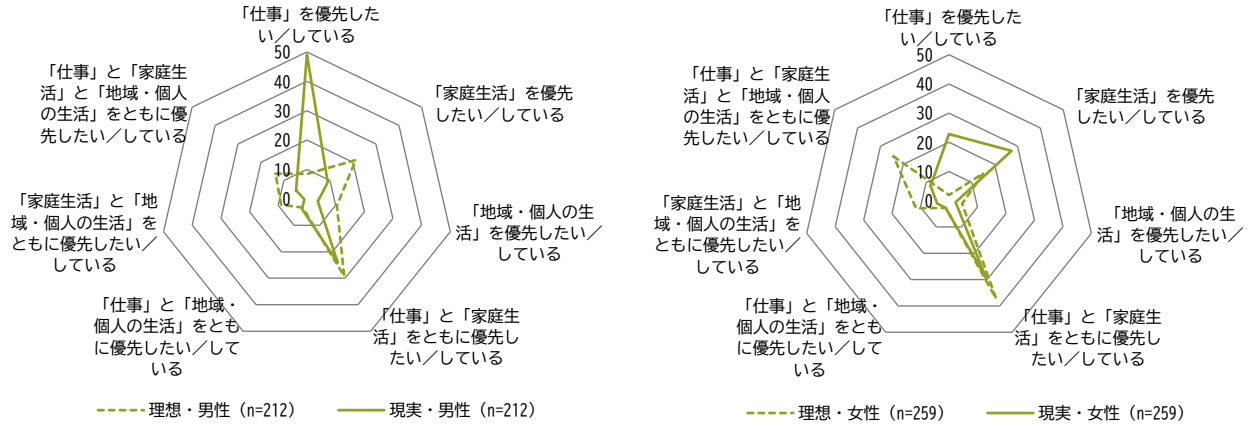
ワーク・ライフ・バランスをみると、理想として最も高いのは男女とも「「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」となっています。理想と現実の差が最も大きいのは、男女ともに「「仕事」を優先したい／している」となっており、理想に反して仕事を優先している現状があります。（図表18）

男女共同参画社会形成のために市が力を入れていくべきことは、「仕事と家庭の両立のための職場における支援を促進する」が最も高くなっています。（図表19）

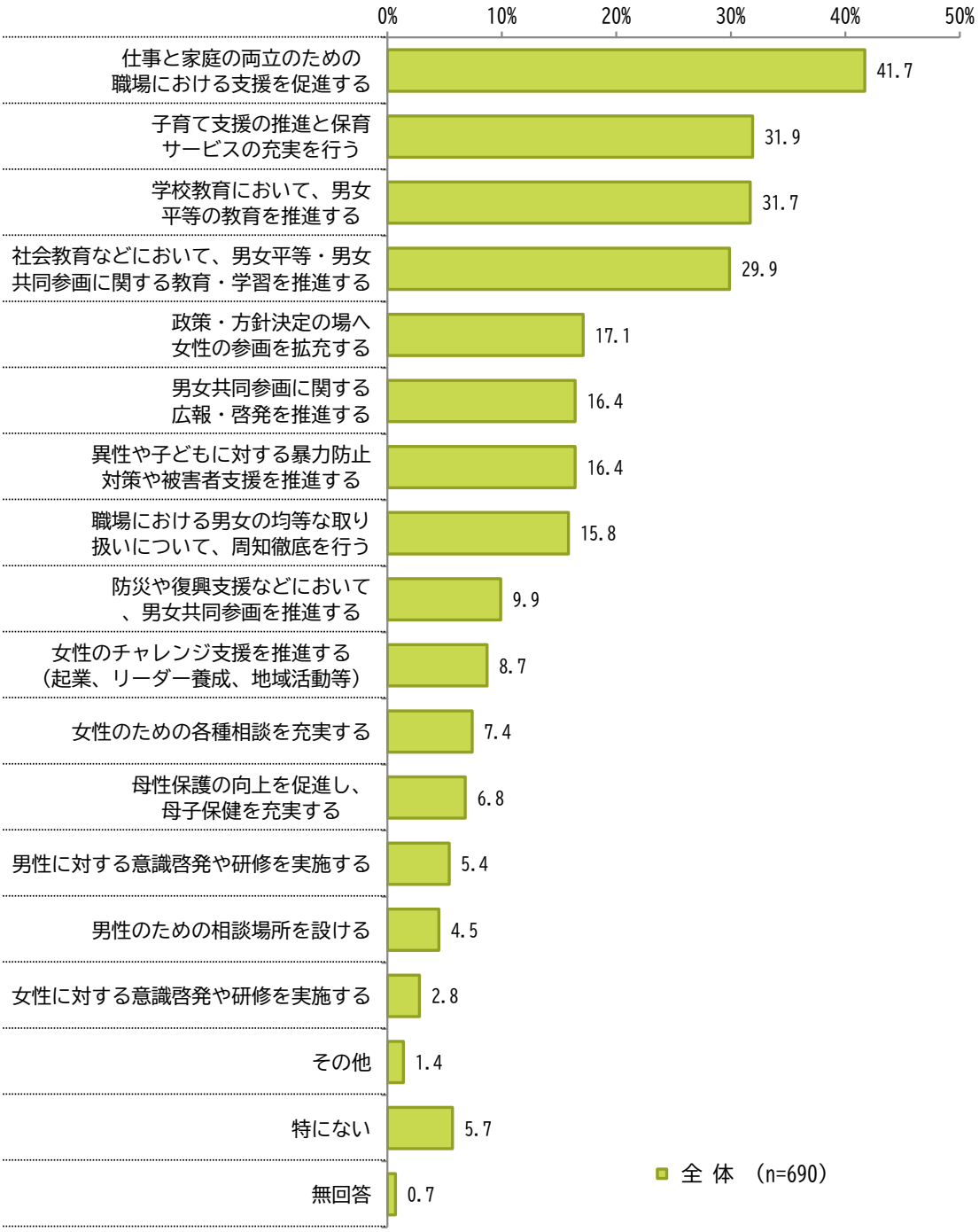
図表 17　女性の就労上の障壁



図表 18　ワーク･ライフ･バランス【理想と現実（性別）】



図表 19　男女共同参画社会形成のために市が力を入れていくべきこと

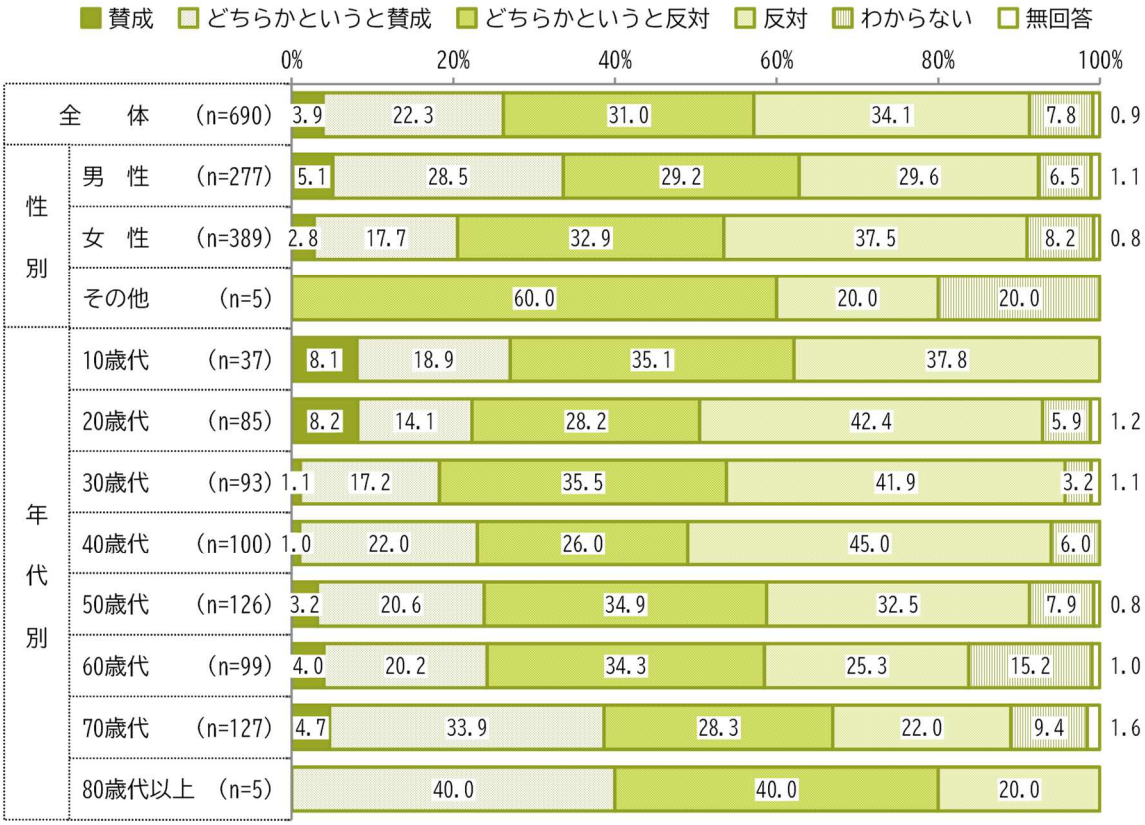


（２）固定的な性別役割分担意識について

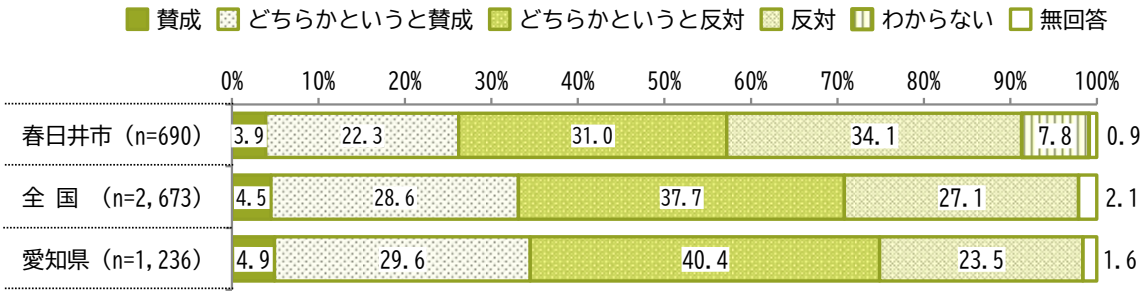
市民意識調査をみると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、概ね「反対」が65.1％と過去の調査の中で最も高くなっている一方、概ね「賛成」は26.2％で最も低くなっており、固定的な性別役割分担意識は緩和傾向にあるといえます。（図表20）

全国や愛知県の調査と比較すると、概ね「反対」の割合は全国・県よりも高く、概ね「賛成」の割合は全国・県よりも低くなっています。（図表21）

図表 20 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



図表 21 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（国・県との比較）



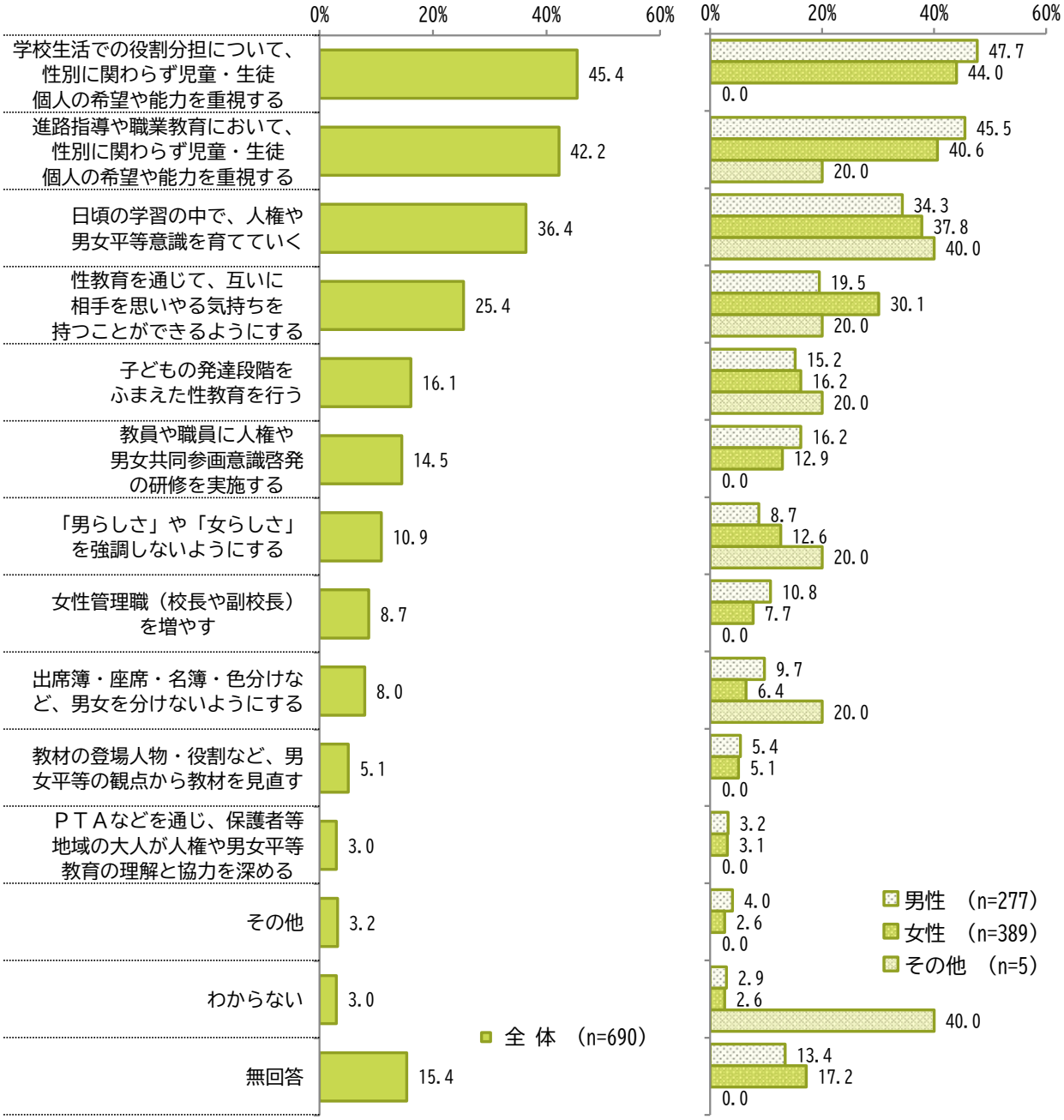
資料　春日井市：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2025年７月）
全国：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（2024年９月）
愛知県：県民文化局「男女共同参画意識に関する調査」（2024年８月）

（3）こどもの教育について

市民意識調査をみると、教育現場における男女共同参画の推進について、「学校生活での役割分担について、性別に関わらず児童・生徒個人の希望や能力を重視する」が最も高く、次いで「進路指導や職業教育において、性別に関わらず児童・生徒個人の希望や能力を重視する」となっています。

また、性別で最も差があるのは、「性教育を通じて互いに相手を思いやる気持ちを持つことができるようにする」で、男性に比べ10.6ポイント女性が高くなっています。（図表22）

図表 22　教育現場における男女共同参画の推進に必要なこと

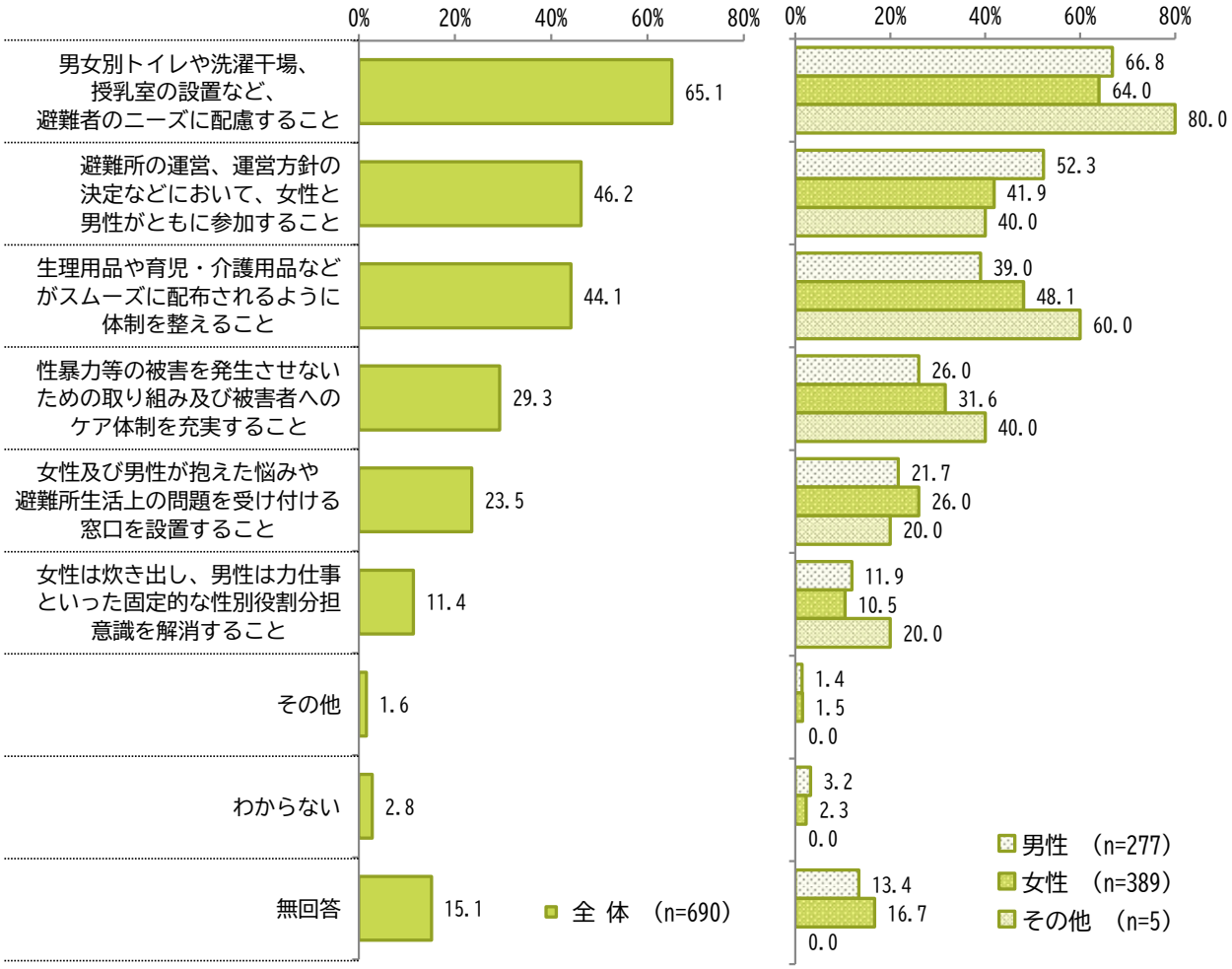


（4）防災について

市民意識調査をみると、災害時の避難所運営において必要なことは、「男女別トイレや洗濯干場、授乳室の設置など、避難者のニーズに配慮すること」が65.1％と最も高くなっています。

性別でみると、「避難所の運営、運営方針の決定などにおいて、女性と男性がともに参加すること」については、男性が女性より10.4ポイント高く、「生理用品や育児・介護用品などがスムーズに配布されるように体制を整えること」については、女性が男性より9.1ポイント高くなっています。（図表23）

図表 23　災害時の避難所運営において必要なこと



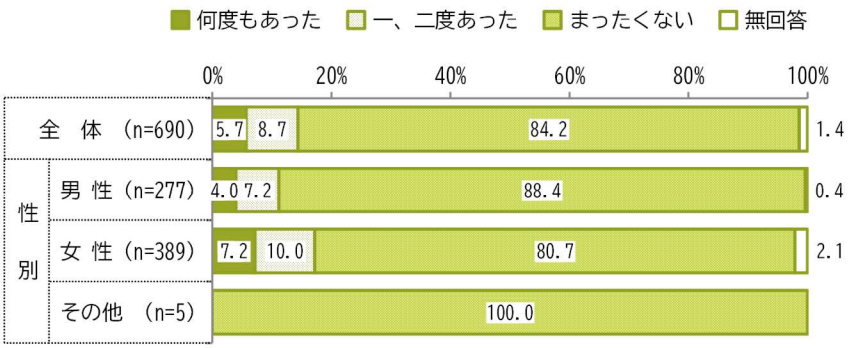
（５）DV 被害の状況

市民意識調査をみると、恋人や配偶者からのDV被害について、回答者のうち約７人に１人が何らかのDV被害の経験があると回答しており、女性が男性より多くなっています。（図表24）

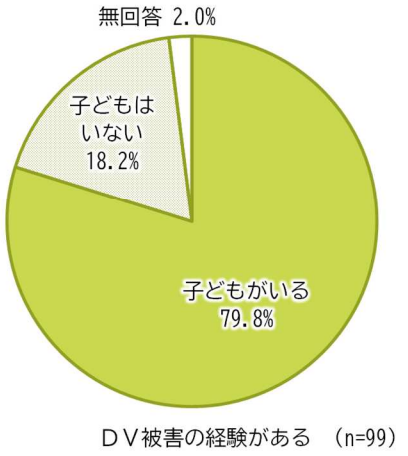
また、DV被害者のうち約８割の人にこどもがおり、こどもの面前でのDVによる心理的虐待の可能性が高くこどもへの影響が懸念されます。（図表25）

暴力の種類でみると、精神的な暴力の割合が男女ともに最も高くなっています。（図表26）

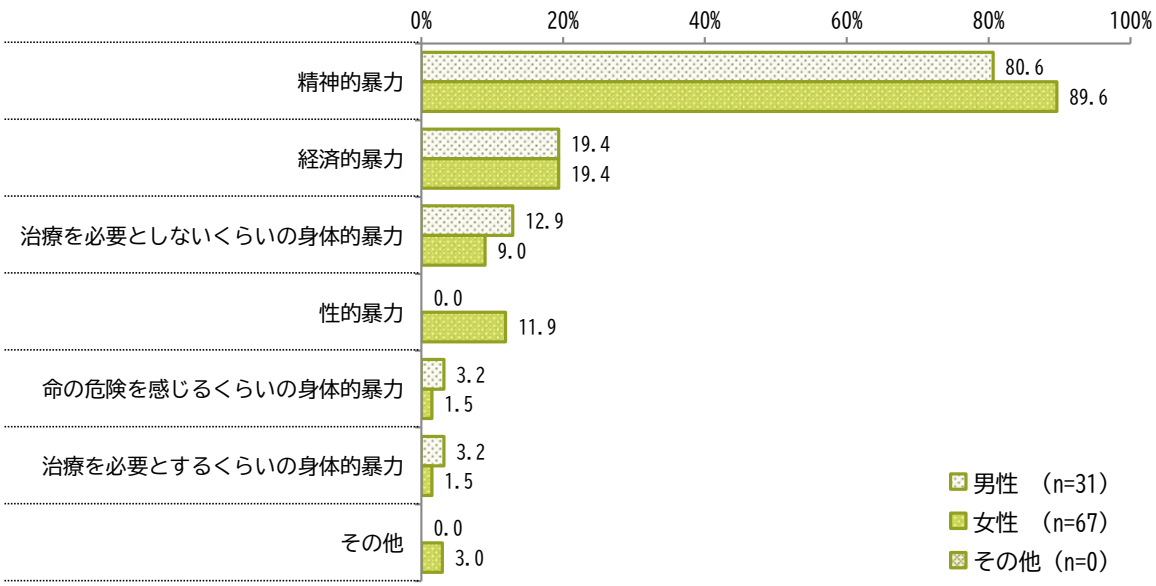
図表 24　DV 被害の経験



図表 25　こどもの有無(DV 被害の経験者)



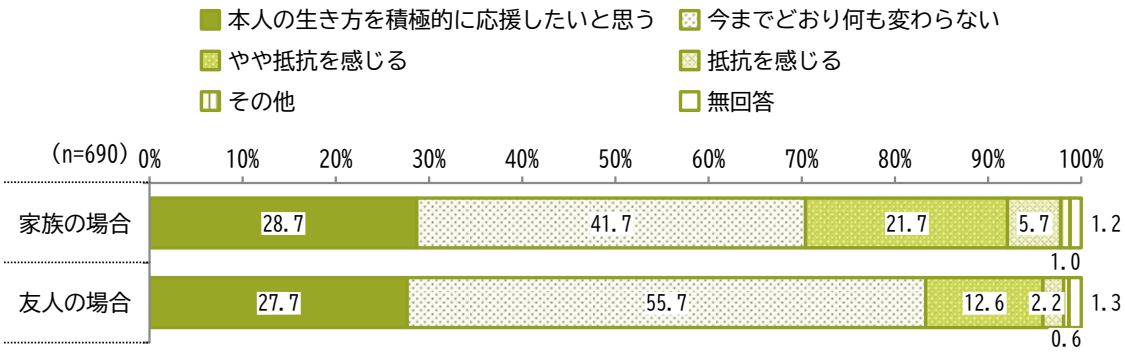
図表 26　暴力の種類(男女別)



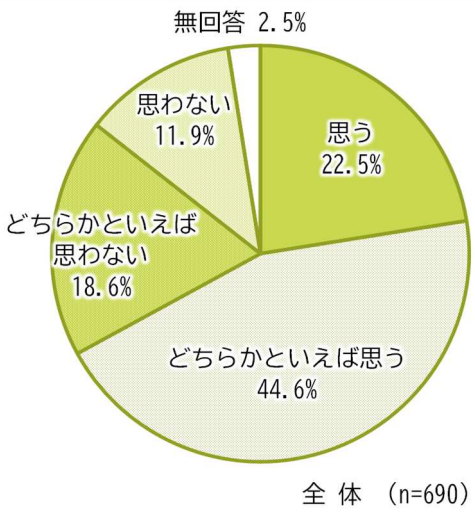
（６）性的マイノリティ（LGBTQ）について

市民意識調査をみると、身近な人から性的マイノリティ（LGBTQ）であることを打ち明けられても「今までどおり何も変わらない」が最も高くなっている一方、偏見や差別等によって性的マイノリティ（LGBTQ）には生活しづらさがあると概ね「思う」と回答した人は67.1％と約３人に２人が感じています。（図表27、図表28）

図表 27　身近な人からカミングアウトされた際の気持ち



図表 28　性的マイノリティ(LGBTQ)には生活しづらさがあると思うか



3　評価指標の達成状況

「第３次かすがい男女共同参画プラン」で設定した評価指標の達成状況は次のとおりです。

＜達成状況について＞

達成状況	
達成	2025年度実績値が目標値を達成したもの
改善	2025年度実績値が目標値を未達成だが、2020年度実績値より改善もしくは同水準であるもの
後退	2025年度実績値が目標値を未達成かつ、2020年度実績値より後退したもの

基本目標Ⅰ　多様な生き方･働き方ができる社会

項　目　名	実績値		目標値	達成状況
	2020年	2025年	2026年	
【市民意識調査】 職場において男女平等であると感じている市民の割合	16.7%	25.1%	25.0%	達成
審議会等への女性の登用率	28.6%	33.3%	40.0%	改善
女性のいない審議会等の数	2	3	0	後退
【市民意識調査】 地域活動の場で男女平等であると感じている市民の割合	34.2%	36.5%	45.0%	改善
町内会・自治会長の女性の割合（参考指標）	14.2%	16.7%	—	—
小中学校のＰＴＡ会長の女性の割合（参考指標）	26.9%	33.9%	—	—
安全・安心まちづくりボニターの女性の割合	26.6%	22.1%	40～60%	後退
【市民意識調査】 ワーク・ライフ・バランスがとれていると思う市民の割合	53.6%	56.3%	65.0%	改善
【市民意識調査】 家事等を夫婦とも同じぐらい行っている市民の割合（該当しない、無回答を除く）	家事 21.9% 育児 42.0% 介護 39.6%	家事 22.2% 育児 36.7% 介護 39.1%	家事30.0% 育児50.0% 介護50.0%	改善 後退 後退
ファミリー・フレンドリー企業に登録している市内事業所数	28 社	43 社	31 社	達成
小学校区における放課後児童クラブ等設置率（子どもの家、民間児童クラブ及び児童の居場所確保事業）	94.6%	100.0%	100.0%	達成
市の管理職に占める女性の割合（一般行政職）	10.3%	16.9%	12.0%	達成
市男性職員の育児休業取得率	11.8%	74.6%	60.0%	達成
市男性職員の配偶者出産休暇取得率	77.9%	72.9%	90.0%	後退

基本目標Ⅱ　誰もが安心して暮らせる社会

項　目　名	実績値		目標値	達成状況
	2020 年	2025 年	2026 年	
【市民意識調査】 最近５年間に配偶者等から何らかの暴力を受けたことがある市民の割合（女性）	16.3%	17.2%	10.0%以下	後退
【市民意識調査】 DV 相談窓口を知っている市民の割合 ※参考（警察などの相談窓口を含む場合）	30.4%	25.2% ※（78.4%）	40.0%	後退
DV 相談件数（参考指標） ※所管課の変更により集計方法を件数から実人数に変更	618 件 （2023 年 148 人）	196 人	―	―
【市民意識調査】 性的マイノリティ（LGBTQ）にとって生活しづらい社会と思う市民の割合	74.4%	67.1%	65.0%以下	改善
母子・父子家庭自立相談件数（参考指標）	1,848 件	1,636 件	―	―
乳がん・子宮がんの検診受診率	乳がん 17.6% 子宮がん 10.4%	７月中旬確定	乳がん50.0% 子宮がん 50.0%	
特定健診の受診率（国民健康保険被保険者）	30.0%	11 月確定	50.0%	

基本目標Ⅲ　多様性を認め合える社会

項　目　名	実績値		目標値	達成状況
	2020 年	2025 年	2026 年	
【市民意識調査】 社会通念・慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている市民の割合	11.5%	11.6%	20.0%	改善
【市民意識調査】 「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の市民の割合（参考指標）	53.6%	65.1%	―	―
【市民意識調査】 学校教育の場で男女平等であると感じている市民の割合	52.0%	52.8%	65.0%	改善

4　春日井市における成果と課題

(1)春日井市における成果

❶ 固定的な性別役割分担意識は薄れてきています。

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対して、概ね反対とする割合が 40 歳代以下で７割を超え、50 歳代以上においても過去最高となっており、固定的な性別役割分担意識が緩和傾向に進んでいることがうかがえます。

❷ 働きやすい職場環境づくりが進んでいます。

評価指標で掲げたファミリー・フレンドリー企業に登録している市内の事業者数は目標値であった 31 社を超え、43 社まで増加しており、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みが進んでいます。

❸ 審議会等の委員や市の管理職の女性比率は緩やかな上昇傾向にあります。

本市における審議会等における女性委員の比率は緩やかな上昇傾向にあります。また、市の管理職に占める女性の割合は目標値を達成するなど、徐々に女性の参画が進んでいます。

❹ 女性の社会進出が進みつつあります。

女性の就業率は、あらゆる年代において上昇傾向で、育児等により離職する 30 歳代においても７割を超えており、社会進出は進みつつあります。また、市男性職員の育児休業取得率は７割を超えるなど、育児に対する制度の浸透の動きも見られます。

❺ 子育て環境の整備が進んでいます。

共働き世帯の増加や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは高まっている中、本市においても３歳未満の園児数は増加傾向にあります。また、放課後児童クラブは全小学校区に設置されるなど、子育て環境の整備が進んでいます。

(2)春日井市における課題

❶ ワーク･ライフ･バランスの推進

女性が職業に就き、働き続けていく上で障壁となっているものについては、「家庭の問題（家族の協力や理解、育児や介護など)」の割合が最も高くなっているため、固定的性別役割分担意識の解消を進めるとともに、男女がともに個性と能力を発揮して、職業生活を送ることができるよう育児や介護などに対する支援をしていく必要があります。

❷ 政策・方針決定過程への女性参画

男女の地位の平等感について、未だ男性優遇感は強く、男女平等が進んでいるとは言い切れない状況が続いているため、社会全体における男女平等意識の醸成が必要です。審議会等委員に占める女性の割合は上昇してきているものの、多様な視点を市政等の政策形成に取り入れるため、引き続き女性が参画できる環境づくりに努める必要があります。

❸ 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として、暴力は絶対にあってはならず、暴力の防止と被害者の支援が必要です。

❹ 性的マイノリティ(LGBTQ)への理解

身近な人から性的マイノリティ（LGBTQ）であることを打ち明けられた際に今までどおり何も変わらないと回答する市民の割合は高いものの、偏見や差別によって性的マイノリティ(LGBTQ)には生活しづらさがあると感じている市民が６割を超えており、性の多様性の理解を引き続き促進することが必要です。

❺ ジェンダーの視点からの防災の取組

災害時は多くの女性が困難な状況に置かれます。災害時の避難所運営について、男性と女性では必要なことについての優先度が異なるため、非常時にも女性の視点が確保されるよう、災害における方針決定過程への女性の参画を進めていくことが重要です。

❻ 女性活躍の推進

当市の女性の就業状況においては、半数以上が非正規雇用であり、男性の約３倍となっています。多様な生き方、働き方があることを前提に、女性のキャリア支援や起業等へのサポートなど女性活躍の推進に取り組む必要があります。

❼ 男女ともに個人の資質や能力を活かした教育の推進

男女共同参画社会実現のためには、子どものころから教育が非常に重要です。教育現場における男女共同参画の推進については、「男の子だから…」「女の子だから…」という考え方ではなく、個人の資質や能力にあった教育が求められています。

第３章

プランのめざす方向

１　基本理念

２　目指す姿

３　基本目標

４　施策の体系

５　各施策の推進

1　基本理念

本プランは、春日井市男女共同参画推進条例における５つの基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目指します。

男女共同参画社会の実現

春日井市男女共同参画推進条例第3条

【基本理念】

（1）男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

（2）社会における制度又は慣行が及ぼす影響への配慮

社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女共同参画の推進を阻害するおそれがあることから、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

（3）施策等の立案及び決定への共同参画機会の確保

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。

（4）家庭生活における活動とその他の活動との両立への配慮

家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動とを両立できるよう配慮されること。

（5）国際的協調

男女共同参画の推進に向けた取組みは、世界的視野のもとに行われること。

2　目指す姿

互いに個性を尊重し　誰もが自分らしく輝ける社会

3　基本目標

これまでの課題分析を踏まえて、本プランを推進していくにあたり、３つの「基本目標」を掲げます。

（１）　基本目標Ⅰ　あらゆるライフステージで希望する生き方ができる社会

男女共同参画社会の実現をするためには、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる場において参画する機会が確保され、利益と責任を分かち合うことが重要です。

すべての人が自分らしく個性と能力を発揮できるよう、誰もが働きやすい環境づくりに取り組むとともに、仕事と生活の調和を図り、生涯を通じて社会と主体的に関わるための環境づくりを推し進めます。また、男女の対等な関係性を構築するために、政策・方針決定の場をはじめ、あらゆる分野における女性の参画のための取り組みが必要です。自分らしく生きるためには、身体的性差に応じた健康課題への理解の促進が欠かせないことから、生涯を通じた健康づくり支援を行います。

誰もが性別や年齢などにかかわらず個人の能力を最大限に発揮し、仕事や家庭など希望する過ごし方を選択できる社会の実現を目指します。

（２）　基本目標Ⅱ　誰もが安全安心に暮らせる社会

多様な性、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、在住外国人の方々など、様々な状況により困難を抱えている人がいます。社会構造に起因する貧困や孤独・孤立といった問題もあり、人権侵害とも密接に関係しています。人権侵害は、決して許されるものではありません。

性別に関係なく誰もが互いに人権を尊重し合い、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。そのために、あらゆる暴力の根絶と被害者支援、困難を抱える人への支援、ジェンダーの視点からの防災の取組を通じ、誰もが地域で安全かつ安心して暮らせる環境づくりを進めます。

（３）　基本目標Ⅲ　多様な選択を認め合える社会

男女共同参画社会の形成を進めるため、女性や若者をはじめとする多様な人々が、学び、働き、暮らし続けたいと思えるよう地域づくりが必要です。そのために、仕事と暮らし両立が可能な働き方やキャリア形成を支える支援、またジェンダー平等意識を幅広い世代・年齢層に浸透させることで、女性や若者にとっても選ばれる魅力的で活力のある地域づくりを進めます。

ジェンダーに基づく差別や偏見を解消し一人ひとりの個性を認め合い、互いに支え合える社会を目指します。

4　施策の体系

目指す姿	基本目標	基本的施策
互いに個性を尊重し　誰もが自分らしく輝ける社会	基本目標Ⅰ あらゆるライフステージで希望する生き方ができる社会 	①全ての人が希望する働き方を選択できるワーク・ライフ・バランスの推進 ②政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ③生涯を通じた健康づくり支援
	基本目標Ⅱ 誰もが安全安心に暮らせる社会 	①ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の充実 ②人権の尊重と困難を抱える人への支援 ③ジェンダーの視点からの防災の取組
	基本目標Ⅲ 多様な選択を認め合える社会 	①女性・若者にも選ばれる地域づくり ②教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

※基本目標欄には、SDGsの17の目標のうち、関連する目標を明記しています。

5　各施策の推進

(1)基本目標Ⅰ　あらゆるライフステージで希望する生き方ができる社会

基本的施策①
全ての人が希望する働き方を選択できるワーク・ライフ・バランスの推進

生活において「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」と思っていても、実際には「『仕事』を優先している」人が多くなっています。ライフステージに応じて、性別にかかわりなく希望する働き方が選択できるための取組を進めます。

No.	取組	主な内容	担当課
1	働きやすい職場環境の整備	1　職場における男女の均等な機会・待遇の確保のための講座の実施や情報の提供	多様性社会推進課 経済振興課
		2　職場復帰研修などの実施や情報の提供	経済振興課
		3　労働に関する各種相談の実施と窓口の周知	市民生活課 経済振興課
		4　愛知労働局（ハローワーク春日井）との雇用対策の連携	経済振興課
2	仕事と家庭生活との両立のための取組	1　ワーク・ライフ・バランスについて経営者・管理職への啓発と情報提供	多様性社会推進課 経済振興課
3	働き方改革の推進	1　多様な働き方や育児・介護休業法等に関する情報の提供	多様性社会推進課 経済振興課
4	子育て・保育サービスの充実	1　ファミリー・サポート・センターにおける支援の実施	子育て子育ち総合支援館
		2　放課後等デイサービスの実施	障がい福祉課
		3　さまざまな保育ニーズに対応するサービスの提供	保育課
		4　放課後児童の居場所の確保	子育て推進課 学校教育課
		5　託児付講座の開催	多様性社会推進課 各ふれあいセンター 東部市民センター 子育て子育ち総合支援館 農政課
5	介護サービス・介護予防サービスの推進	1　介護保険制度やサービスの周知と利用促進	介護・高齢福祉課

No.	取組	主な内容	担当課
6	男性の主体的な家事・育児・介護の促進	1　男性の家事･育児･介護能力向上のたの講座開催	多様性社会推進課 各ふれあいセンター 各公民館 東部市民センター 子育て推進課 子育て子育ち総合支援館
7	市役所における両立支援の実施	1　妊娠･出産等への配慮	人事課
		2　育児･介護に係る休業等を取得しやすい環境整備	人事課
		3　固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組	人事課
		4　時間外勤務の縮減及び休暇の取得の促進	人事課

基本的施策②
政策・方針決定過程への女性の参画拡大

審議会等の委員に占める女性の割合は緩やかに上昇していますが、男女平等とまでは言い難い状況です。男女共同参画の実現には、男女があらゆる分野で対等に参画することが重要であるため、女性の参画を引き続き推進します。

No.	取組	主な内容	担当課
8	審議会などへの女性委員の積極的登用	1　女性委員登用に向けた関係課調整	多様性社会推進課
		2　人材リストの整備と登用に向けた活用の推進	多様性社会推進課
9	事業者などへの女性の参画促進・啓発	1　女性の活躍推進セミナーの開催	多様性社会推進課
		2　女性活躍に関する情報の提供	経済振興課
		3　企業における女性の職業能力の開発･向上の取組に対する支援	企業活動支援課
10	男女共同参画を推進する人材の育成	1　人材育成セミナーへの派遣	多様性社会推進課
		2　男女共同参画推進人材の活用	多様性社会推進課

基本的施策③
生涯を通じた健康づくり支援

男女が生涯を通じて健康な心身を維持することは、男女共同参画社会における基本的な条件です。特に女性の心身の状態はライフステージにより大きく変化するため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点による啓発を行います。

No.	取組	主な内容	担当課
11	育児相談・保健指導の充実	1　育児相談の実施	子育て推進課 子育て子育ち総合支援館 保育課
		2　子育て家庭訪問事業の実施	こども家庭支援課
12	心身の健康保持・増進のための環境整備	1　妊娠出産期・産後における健康支援	こども家庭支援課
		2　心身の健康づくり事業の実施	文化スポーツ振興課 健康増進課
		3　各種検診（健診）事業の実施	保険医療年金課 健康増進課
13	性差を考慮した相談体制の充実	1　健康相談・保健指導の実施	健康増進課
		2　メンタルヘルス相談の実施	地域共生推進課
		3　養護教諭、スクールカウンセラーなどによる相談の実施	学校教育課
14	性・命に関する教育の充実	1　発達に応じた性・命に関する教育の実施	学校教育課
		2　リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知	多様性社会推進課 学校教育課
		3　エイズや薬物乱用防止に関する教育の実施	学校教育課

（2）基本目標Ⅱ　誰もが安全安心に暮らせる社会

基本的施策①
ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の充実

男女間における暴力は女性が被害者の多くを占め、男女共同参画社会の実現を妨げる大きな要因となることから、根絶に向けて学校・職場・地域などあらゆる場面での啓発に取り組みます。DVについては身体的暴力だけでなく、精神的・経済的・性的等多岐にわたるため、被害が深刻になる前に、被害者に対する支援を進めます。

No.	取組	主な内容	担当課
15	ＤＶに対する正しい知識の普及・啓発	1　講座やパンフレット等による市民への啓発	多様性社会推進課 学校教育課
		2　研修やホームページ等により、SNSなどを利用した暴力被害に対する知識の普及・啓発の推進	多様性社会推進課
		3　デート DV 防止のための若年層への教育・啓発	多様性社会推進課 学校教育課
16	ＤＶ相談・被害者支援	1　一人ひとりの状況に応じた相談の実施及び相談員の資質向上とメンタルケア	地域共生推進課 障がい福祉課
		2　保護機関との連携、措置等の実施	地域共生推進課 こども家庭支援課
		3　被害者支援の状況	地域共生推進課 関係各課
		4　関係機関・民間団体等との協力・連携	地域共生推進課
17	ストーカー・性犯罪等防止対策と被害者への支援	1　ストーカー・性犯罪等防止に関する情報提供と学習機会の提供	多様性社会推進課
		2　相談窓口の周知	多様性社会推進課
18	セクシュアル・ハラスメントへの対策の推進	1　セクシュアル・ハラスメントが起きない職場環境づくりの推進	多様性社会推進課 経済振興課

基本的施策②
人権の尊重と困難を抱える人への支援

性的マイノリティ(LGBTQ)に関する社会的な認知度は高まってきていますが、生きづらさを抱えている人もいるため、多彩な生き方や性のあり方が尊重されるように理解促進に取り組みます。また、様々な生活困難を抱えている人々が安心して暮らしていけるように支援を行います。
困難を抱える女性に対しては、包括的な支援を行えるよう、関係機関と連携を図ります。

No.	取組	主な内容	担当課
19	性の多様性への理解促進	1　性的マイノリティ LGBTQ への理解のための啓発	人事課 多様性社会推進課 学校教育課
		2　パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の実施	多様性社会推進課
20	高齢者・障がい者への支援	1　一人ひとりの状況に応じた関係各課・関係機関の連携による相談支援と情報の提供	市民生活課 福祉政策課 (社会福祉協議会) 障がい福祉課
21	孤独・孤立対策	1　孤独・孤立対策についての連携	地域共生推進課 関係各課
22	ひとり親家庭への支援	1　ひとり親家庭相談の実施	こども家庭支援課
		2　母子父子寡婦福祉資金等の貸付やホームヘルパーの派遣などの生活支援の実施	こども家庭支援課
		3　給付金の支給などの就業支援の実施	こども家庭支援課
23	在住外国人への支援	1　外国人のための相談の実施	市民生活課
		2　外国語による生活情報の提供	広報広聴課
		3　日本語教室の実施、国際交流ルームの活用	多様性社会推進課

Topics

○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

2023 年に、全ての国民が、その性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を推進する法律が施行されました。

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)

2024 年に、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活を営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)に対し支援する法律が施行されました。

基本的施策③
ジェンダーの視点からの防災の取組

災害時には、平常時のジェンダー課題が強く反映されることが予想されるため、平常時から地域防災における女性の参画を促進するなど男女平等の視点を踏まえた防災対策を推進します。

No.	取組	主な内容	担当課
24	防災活動への男女共同参画の推進	1　地域防災活動への女性の参画拡大	市民安全課 消防救急課
		2　災害時要援護者への支援体制の構築	福祉政策課
		3　災害時を想定した訓練の実施	消防救急課
		4　女性目線の災害備蓄品の配備	市民安全課
25	防災の現場（避難所）におけるジェンダーの視点を取り入れた支援	1　ジェンダーの視点を取り入れた避難所運営マニュアルの周知	市民安全課
		2　ジェンダーの視点による災害対策の構築のための連携	市民安全課 多様性社会推進課

(3)基本目標Ⅲ　多様な選択を認め合える社会

基本的施策①
女性・若者にも選ばれる地域づくり

女性や若者にも選ばれる地域づくりを推進するために、就業や起業を支援し、市内企業の魅力を発信するなど、定着につながる取組を実施します。地域活動や女性の参画が少ない分野においても、男女共同参画の視点を取り入れ、暮らしやすい地域づくりに取り組みます。

No.	取組	主な内容	担当課
26	男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の促進	1　区・町内会・自治会への男女共同参画推進に関する啓発	市民生活課 多様性社会推進課
		2　男女共同参画を推進する団体への支援	多様性社会推進課
		3　市民活動団体、NPO との連携	多様性社会推進課 市民活動支援センター 各ふれあいセンター 各公民館 東部市民センター 福祉政策課 (社会福祉協議会)
		4　PTA 連絡協議会への支援	学校教育課
27	安全・安心で環境にやさしいまちづくりへの女性の参画拡大	1　女性活動団体と連携した環境活動の実施	ごみ減量推進課
		2　女性の視点を生かした地域の安全なまちづくり活動の実施	市民安全課 子育て推進課
28	就業・キャリアアップのための支援	1　就業支援や職業訓練のための情報の提供	多様性社会推進課 経済振興課
		2　就業や女性のキャリアアップのための講座の開催や支援窓口の周知	多様性社会推進課 経済振興課
		3　市役所における有為な人材の確保及びキャリア形成に対する支援	人事課
		4　デジタル人材の育成と学び直しのための講座の開催	多様性社会推進課 各ふれあいセンター 各公民館
29	起業などへのチャレンジ支援	1　女性の起業に関する講座の開催や支援窓口の周知	多様性社会推進課 経済振興課

No.	取組	主な内容	担当課
30	事業者などに対する啓発と取組への支援	1　一般事業主行動計画の策定の促進	多様性社会推進課 経済振興課
		2　ファミリー・フレンドリー企業、えるぼし認定企業の取組紹介	多様性社会推進課 経済振興課
		3　えるぼし認定企業等の入札制度優遇措置の実施	総務課
31	商工業・農業などの自営業における女性の活躍促進	1　女性経営者、女性従業者のネットワークへの支援	多様性社会推進課 経済振興課
		2　家族経営協定などの周知	農政課
		3　新たな担い手育成のための講座の実施	農政課
32	男女共同参画拠点施設（レディヤンかすがい）の事業の充実	1　地域における男女共同参画意識の普及のための学習機会の提供	多様性社会推進課
		2　男女共同参画に関する資料の収集・提供	多様性社会推進課
		3　女性向け相談の実施及び男性向け相談窓口の情報提供	多様性社会推進課
33	アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）解消に向けた啓発	1　広報やホームページによる、男女共同参画に関する意識啓発	広報広聴課 多様性社会推進課

基本的施策②
教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

男女共同参画社会を築くために、次世代を担う子どもたちが、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、主体的に進路を選択できるような教育を推進します。また、子どもたちの身近な存在である教員等の意識改革についても、研修等を通じて男女共同参画の理解と意識の向上を図ります。

No.	取組	主な内容	担当課
34	子どもの頃からのジェンダー平等の理解と促進	1　人権尊重に関する意識の啓発	広報広聴課
		2　ジェンダー平等の視点に立った教育の推進	学校教育課
		3　ジェンダー平等の視点を意識した、親子生涯学習講座の開催	多様性社会推進課 いきがい推進課 各ふれあいセンター 各公民館 東部市民センター
		4　多様な進路選択を可能にするキャリア教育の推進	学校教育課
		5　女子生徒の理工系進路選択を促す情報提供や啓発の実施	多様性社会推進課

No.	取組	主な内容	担当課
35	ジェンダー平等の視点に立った学習機会の提供	1　ジェンダー平等の視点に立った講座の開催	多様性社会推進課
		2　男女共同参画セミナーの開催	多様性社会推進課
36	教育・保育に携わる者や市職員に対するジェンダー平等意識の浸透	1　教職員への研修の実施	学校教育課
		2　保育従事者への研修の実施	保育課
		3　市職員への研修の実施	人事課 多様性社会推進課
37	ジェンダー平等意識の啓発と情報提供	1　市発行物等の表現における「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」の周知徹底	広報広聴課 多様性社会推進課
		2　刊行物における性差別表現をなくすための事業者への意識啓発	多様性社会推進課
		3　広報やホームページによる、男女共同参画に関する意識啓発	広報広聴課 多様性社会推進課
		4　市内事業者団体等への情報の提供	多様性社会推進課 経済振興課
		5　男女共同参画に関する国内法令・国際条約の周知	多様性社会推進課

第４章

プランの推進

１　プランの推進体制

２　プランの進捗管理

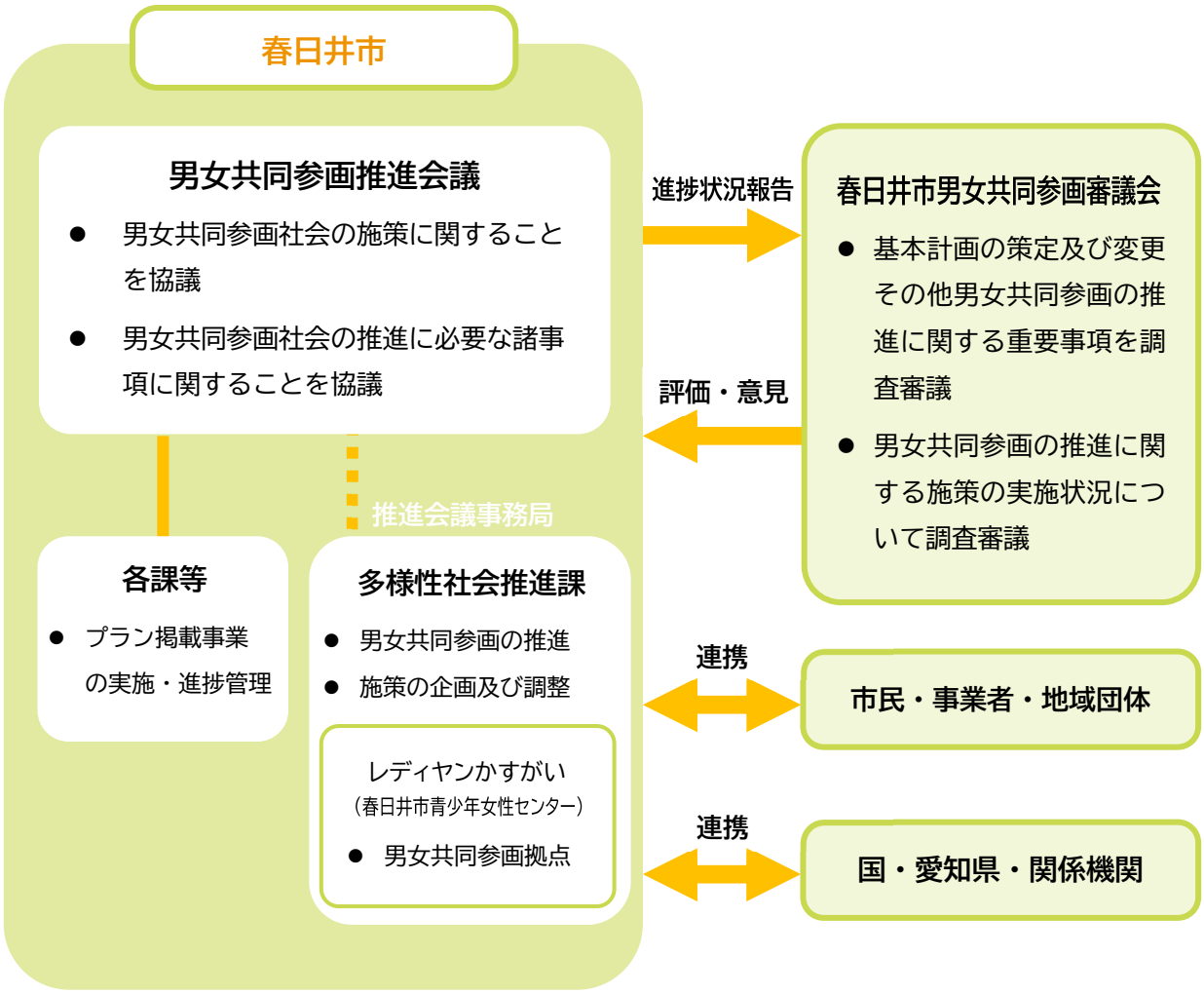
３　推進のための数値目標

1　プランの推進体制

本プランの施策は様々な分野にまたがるため、全庁的な課題として共通認識を浸透させることが重要です。そのため、市の推進体制である「春日井市男女共同参画推進会議」が中心となって、庁内の連携を強化し、横断的な検討・調整を行うなど、実効性のある施策の展開を図ります。

また、「春日井市男女共同参画推進条例」に基づき設置した「春日井市男女共同参画審議会」において計画の推進に向けた意見を幅広く聴取し、施策の効果的な推進を図ります。

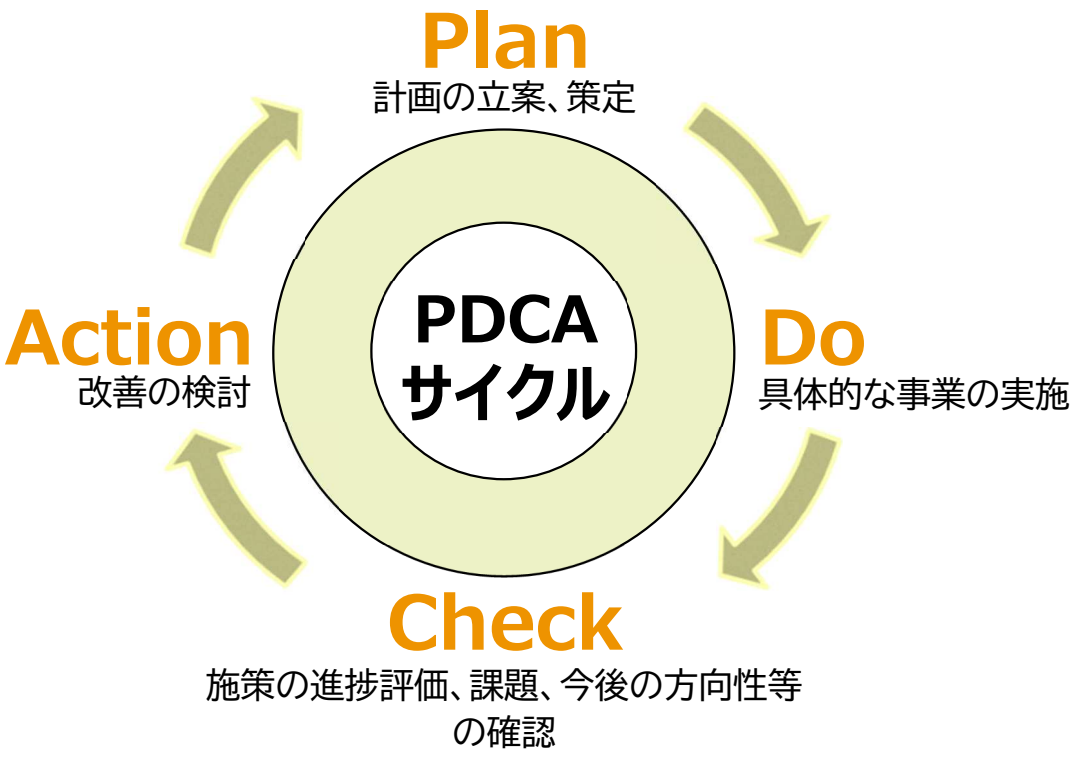
なお、本プランの推進のあたっては、市民、事業者、地域団体等との連携による一体的な取組みを強化・推進していきます。



2　プランの進捗管理

プランの進捗状況については、事業の実施状況、数値目標の達成状況を毎年度（市民意識調査については策定の前年度）調査し、春日井市男女共同参画審議会に報告します。春日井市男女共同参画審議会での推進状況の確認、評価結果をもとに必要に応じて事業の改善を図り、次年度以降の取組の展開に反映させながら、よりよい事業の推進に努めます。また、実施状況及びその評価を年次報告書にまとめ、毎年市民に公表します。

こうした「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「調査・評価（Check）」、「改善（Action）」【PDCAサイクル】のなかで、市民・事業者などの参画促進により、施策・事業の実効性を高めていきます。



3　推進のための数値目標

プランの進捗状況を客観的に把握するため、数値目標を設定します。

基本目標Ⅰ　あらゆるライフステージで希望する生き方ができる社会

項　目　名	現状値 令和7年度 （2025年度）	目標値 令和13年度 （2031年度）
【市民意識調査】 職場において男女平等であると感じている市民の割合	25.1%	40.0%
女性の正規雇用率（参考指標）	39.5%	―
【市民意識調査】 ワーク・ライフ・バランスがとれていると思う市民の割合	56.3%	65.0%
放課後児童クラブの登録人数（参考指標）	3,329名	―
【市民意識調査】 家事等を夫婦とも同じくらい行っている市民の割合（該当しない、無回答を除く）	家事 22.2% 育児 36.7% 介護 39.1%	家事 30.0% 育児 50.0% 介護 50.0%
市男性職員の配偶者出産休暇取得率	72.9%	90.0%
市男性職員の育児休業取得率	74.6%	90.0%
市の管理職に占める女性の割合（一般行政職）（参考指標）	16.9%	―
審議会等への女性の登用率	33.3%	40～60%
女性のいない審議会等の数	3	0
町内会・自治会長の女性の割合（参考指標）	16.7%	―
小中学校のＰＴＡ会長の女性の割合（参考指標）	33.9%	―
乳がん・子宮がんの検診受診率	令和７年度の数値は７月中旬確定	乳がん　50.0% 子宮がん50.0%
特定検診の受診率（国民健康保険被保険者）	令和７年度の数値は11月確定	50.0%

基本目標Ⅱ　誰もが安全安心に暮らせる社会

項　目　名	現状値 令和7年度 （2025年度）	目標値 令和13年度 （2031年度）
【市民意識調査】 最近５年間に配偶者等から何らかの暴力を受けたことがある市民の割合	17.2%	10.0%以下
【市民意識調査】 DV相談窓口を知っている市民の割合	78.4%	90.0%
DV相談人数（参考指標）	196人	―
【市民意識調査】 性的マイノリティ（LGBTQ）にとって生活しづらい社会と思う市民の割合	67.1%	60.0%以下
LGBTQフレンドリー企業登録社数	８社	16社
女性の悩み相談件数（参考指標）	838件	―
障がい者相談件数（参考指標）	9339件	―
母子・父子家庭自立相談件数（参考指標）	1,848件	―
外国人相談件数（参考指標）	233件	―

基本目標Ⅲ　多様な選択を認め合える社会

項　目　名	現状値 令和7年度 （2025年度）	目標値 令和13年度 （2031年度）
【市民意識調査】 地域活動の場で男女平等であると感じている市民の割合	36.5%	45.0%
安全・安心まちづくりボニターの女性の割合	22.1%	40～60%
ファミリー・フレンドリー企業に登録している市内事業所数	43社	60社
【市民意識調査】 「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の市民の割合（参考指標）	65.1%	―
【市民意識調査】 学校教育の場で男女平等であると感じている市民の割合	52.8%	65.0%

※参考指標は、数値目標を設定することに馴染まないが、男女共同参画社会の形成の状況を把握する上で重要な指標であるため、推移を把握していくものとする。